

V 市民福祉

1	戸籍・住民登録	91
2	国民健康保険	95
3	国民年金	97
4	後期高齢者医療制度	98
5	医療助成	98
6	障がい者福祉	101
7	生活保護	107
8	成年後見制度利用促進事業	107
9	ひきこもり支援事業	
	「ひきこもり支援センター・ほっとプラザ」	107
10	障がい者等虐待防止・差別解消推進事業	108
11	障害者差別解消法	108
12	災害時避難行動要支援者制度	108
13	生活困窮者自立相談支援事業	108
14	重層的支援体制整備事業	108
15	老人短期入所運営事業	108
16	高齢者支援	109
17	敬老の家及び健康交流の家	114
18	健康推進	115
19	しあわせ村	129
20	子育て支援	131
21	児童発達支援センター	146

V 市 民 福 祉

1 戸籍・住民登録

① 取扱件数

☆ 受付窓口取扱件数

(令和6年度)

区 分		本 庁	コンビニエンス ス ト ア	合 計
戸 籍	全部（個人）事項証明	15,701 件	3,130 件	18,831 件
	除 籍 謄 抄 本	14,741	-	14,741
	記 載 事 項 そ の 他	648	-	648
	小 計	31,090	3,130	34,220
住 民 票	住 民 票 の 写 し	38,499	14,728	53,227
	戸 籍 附 票 の 写 し	5,126	268	5,394
	住民基本台帳の一部の 写 し の 閲 覧	851	-	851
	小 計	44,476	14,996	59,472
印 鑑	登 録	4,258	-	4,258
	廃 止	783	-	783
	証 明	20,783	11,140	31,923
	小 計	25,824	11,140	36,964
証 明	身 分 証 明	791	-	791
	税 証 明	6,277	1,479	7,756
	そ の 他 の 証 明	1,535	-	1,535
	小 計	8,603	1,479	10,082
使 用 許 可	火 葬 場 使 用 許 可	1,212	-	1,212
	小 計	1,212	-	1,212
個 人 番 号	個 人 番 号 カ ー ド 交 付	11,990	-	11,990
	小 計	11,990	-	11,990
そ の 他 の 届 出	戸 籍	3,695	-	3,695
	住 民 基 本 台 帳	10,818	-	10,818
	そ の 他 届	10,297	-	10,297
	小 計	24,810	-	24,810
合 計		148,005	30,745	178,750

- (注) 1 受付窓口取扱件数は、無料分を含む。
 2 戸籍欄中、全部（個人）事項証明は、戸籍の全部（個人）事項証明の略。
 （従来は戸籍謄抄本）。
 3 火葬場使用許可件数は、市外火葬場分を含む。
 4 税証明のうち、コンビニエンスストアでの納税証明書は、令和6年5月31日
 で廃止。

☆ 戸籍取扱件数

(令和6年度)

種 類	取扱総数	戸 籍 窓 口 取 扱			他市町村 から送付
		本籍人届出	非本籍人 届 出	計	
出生	1,065 件	490 件	338 件	828 件	237 件
国籍留保	6	1	1	2	4
認知	15	4	4	8	7
養子縁組	109	68	3	71	38
養子離縁	34	22	1	23	11
法73条の2	3	3	0	3	0
法69条の2	0	0	0	0	0
婚姻	1,117	392	156	548	569
離婚	272	156	32	188	84
法77条の2	114	73	10	83	31
法75条の2	0	0	0	0	0
親権・後見・後見 監督・保佐	7	5	0	5	2
死亡	1,362	916	270	1,186	176
失踪	0	0	0	0	0
復讐	1	0	1	1	0
姻族関係終了	2	1	0	1	1
相続人廃除	0	0	0	0	0
入籍	156	86	10	96	60
分籍	28	16	2	18	10
国籍取得	1	0	1	1	0
帰化	5	3	2	5	0
国籍喪失	0	0	0	0	0
外国籍喪失	6	4	0	4	2
外国籍喪失 の更	1	0	0	0	1
氏名の更	9	6	0	6	3
転籍	2	2	0	2	0
就籍	739	526	6	532	207
訂正・更正	0	0	0	0	0
追完	42	40	0	40	2
その他	9	2	6	8	1
不受理申出	6	2	0	2	4
合 計	38	24	10	34	4
合 計	5,149	2,842	853	3,695	1,454

- (注) 1 法73条の2は離縁の際に称していた氏を称する届
 2 法69条の2は縁組の取消しの際に称していた氏を称する届
 3 法77条の2は離婚の際に称していた氏を称する届
 4 法75条の2は婚姻の取消しの際に称していた氏を称する届

② 各種相談処理件数

☆ よろず相談

相談日 毎月第2・第4金曜日
 開催場所 市役所市民相談室
 時間 午後1時～午後4時（受付は、午後3時30分まで）
 内容 市民の日常生活中に生ずる困り事等の相談を受け、問題解決のアドバイスをする。

☆ 市民相談（窓口相談）

相談日 毎日（開庁日）
 開催場所 市役所市民相談室
 時間 午前8時30分～午後5時
 内容 行政相談 行政に関する苦情、要望等の相談を受け、担当課等との連絡調整を行う。
 一般生活相談 市民生活上で生ずる問題事案の相談を受け、解決の糸口をアドバイスし、専門の相談先も紹介する。

☆ 弁護士による法律相談

相談日 毎月第1・第3金曜日（予約制）
 開催場所 市役所市民相談室
 時間 午後1時30分～午後4時30分
 内容 日常生活で生ずる法律判断の必要な問題事案について弁護士が相談を受け、回答する。

	よろず相談		市民相談		弁護士法律相談	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
土地問題	7件	7件	0件	0件	20件	24件
家屋問題	1	5	3	0	21	15
金銭問題	4	3	0	0	43	43
相続問題	33	31	0	0	68	68
戸籍問題	1	0	0	0	1	0
商事問題	0	0	0	0	0	0
交通事故問題	0	0	0	0	0	1
人権問題	0	0	0	0	1	0
労務・災害問題	2	0	0	0	5	5
身上相談	29	50	0	2	47	65
行政相談	6	3	2	1	6	0
その他	19	21	1	0	16	5
計	102	120	6	3	228	226

☆ 火葬場使用件数

区 分		令和4年度	令和5年度	令和6年度
死 亡	知 北 斎 場	1,118 件	1,053 件	1,149 件
	市 外 火 葬 場	36	37	53
死 産	知 北 斎 場	5	5	10
	市 外 火 葬 場	0	0	0
計	知 北 斎 場	1,123	1,058	1,159
	市 外 火 葬 場	36	37	53

(注) 1 知北斎場 昭和57年4月15日供用開始

2 知北斎場の休業日 1月1日、友引日

③ パスポートセンター（東海市・知多市）

☆ 施設の概要

所 在 地 東海市大田町後田1148番地

床 面 積 64.27㎡

開 所 日 平成28年4月1日

開設日時等 (申請) 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

(交付) 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

第1・3日曜日 午前9時～正午

休 業 日 土・日曜日（第1・3日曜日は除く。）、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

対 象 者 東海市民及び知多市民

内 容 ア パスポートの申請の受理

イ パスポートの交付

ウ パスポートの紛焼失による届出受理

エ 返納旅券の失効処理後の名義人への還付

※申請から交付までの日数 申請日を1日目とし、土・日曜日、祝日、休日、年末年始（12月29日～1月3日）を除いた平日のみを数えて8日目以降

☆取扱件数

区 分		令和5年度	令和6年度
申 請	東海市	3,163 件	3,225 件
	知多市	2,035	2,060
	計	5,198	5,285
交 付	東海市	3,093	3,187
	知多市	1,975	2,028
	計	5,068	5,215
合 計		10,266	10,500

2 国民健康保険

① 加入状況等

区 分		令和４年度	令和５年度	令和６年度	
加 入 状 況	一 般 被 保 険 者	18,124 人	16,855 人	15,812 人	
	退 職 被 保 険 者 等	－	－	－	
	総 数	18,124 人	16,855 人	15,812 人	
	加 入 率	15.92 %	14.86%	13.96%	
収 納 状 況 （ 医 療 ＋ 介 護 ）	現 年 分 調 定 額	2,133,300,900 円	2,127,172,000 円	2,181,852,900 円	
	現 年 分 収 納 額	2,008,037,441	2,005,762,659	2,045,615,693	
	滞 納 繰 越 分 調 定 額	680,680,110	619,086,440	576,715,597	
	滞 納 繰 越 分 収 納 額	133,476,519	134,336,626	115,441,736	
	現 年 分 収 納 率	94.13%	94.29%	93.76%	
	１世帯当たり調定額	179,179 円	188,412 円	202,379 円	
	被保険者１人当たり調定額	117,706	126,204	137,987	
賦 課 状 況	賦 課 方 式		２ 方 式	２ 方 式	２ 方 式
	所得割	医療分	5.79 %	6.81 %	8.1%
		後期高齢者支援分	2.66	3.23	3.54
		介護分	2.41	2.55	2.76
	資産割	医療分	－	－	－
		介護分	－	－	－
	均等割	医療分	41,500 円	43,300 円	45,300 円
		後期高齢者支援分	11,000	11,100	10,200
		介護分	15,900	13,700	11,800
	平等割	医療分	－	－	－
		介護分	－	－	－
	賦課限度額	医療分	650,000	650,000	650,000
		後期高齢者支援分	200,000	220,000	240,000
		介護分	170,000	170,000	170,000

※ 加入状況は 3 月～ 2 月ベース

② 給付状況

区 分			令和４年度	令和５年度	令和６年度
医 療 費	一 般	費 用 額	7,119,210,675 円	7,111,795,430 円	6,692,667,346 円
		1人当たり	392,806	421,940	423,265
	退 職	費 用 額	－	－	－
		1人当たり	－	－	－
	総 数	費 用 額	7,119,210,675	7,111,795,430	6,692,667,346
		1人当たり	392,806	421,940	423,265
高 額 療 養 費	一 般	件 数	13,120 件	12,947 件	12,738 件
		支 給 額	746,635,313 円	786,936,026 円	748,795,540 円
	退 職	件 数	－	－	－
		支 給 額	－	－	－
出産育児一時金		件 数	51 件	44 件	58 件
		支 給 額	21,287,800 円	21,524,130 円	29,063,870 円
葬 祭 費		件 数	104 件	108 件	97 件
		支 給 額	5,200,000 円	5,400,000 円	4,850,000 円

※ 医療費は3月～2月ベース

3 国民年金

① 被保険者数等

区 分		令和4年度	令和5年度	令和6年度
被 保 険 者 数	第1号被保険者	10,097人	9,955人	9,766人
	任意加入被保険者	96	115	110
	第3号被保険者	8,677	8,322	7,903
	総 数	18,870	18,392	17,779
受 給 権 者 数	老 齢 基 礎 年 金	24,962	25,014	24,989
	障 害 基 礎 年 金	1,310	1,356	1,422
	遺 族 基 礎 年 金	220	228	223
	寡 婦 年 金	12	11	10
	老 齢 福 祉 年 金	0	0	0
	総 数	26,504	26,609	26,644

- (注) 1 老齢基礎年金は旧法（老齢年金、通算老齢年金、5年年金）受給者を含む。
 2 障害基礎年金、遺族基礎年金は旧法受給者及び厚生年金等を伴う基礎年金を含む。

☆ 老齢福祉年金の支給

支 給 額 年額 424,900 円 （令和7年4月1日現在 0人）

4 後期高齢者医療制度

☆ 被保険者（令和7年3月31日現在 15,320人）

次のいずれかに該当する者

- (1) 75歳以上の者
- (2) 65歳以上で一定の障がいがあり、愛知県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた者
 - ・身体障害者手帳 1～3級
 - ・同 4級（音声・言語、下肢1・3・4号）
 - ・療育（愛護）手帳 A判定
 - ・精神障害者保健福祉手帳 1・2級

5 医療助成

☆ 子ども医療費の助成

対 象 者 0歳から24歳到達の年度末までの子どもの保護者。ただし、19歳到達の年度開始から24歳到達の年度末までについては、大学、専門学校等に在学し、保護者の扶養を受けている者に限る。

（令和7年3月31日現在 18,747人）

助 成 額 国民健康保険法又は社会保険各法等の法令の規定により給付の対象となる額のうち対象者が負担すべき額とする。ただし、家族療養附加給付金があるときは、その額を控除した額とする。（19歳到達の年度開始から24歳到達の年度末までの子どもについては、入院医療費のみ助成）

☆ 障がい者医療費の助成

対 象 者 身体障がい者、知的障がい者及び自閉症状群と診断された者

（令和7年3月31日現在 1,189人）

助 成 額 国民健康保険法又は社会保険各法等の法令の規定により給付の対象となる額のうち対象者が負担すべき額とする。ただし、家族療養附加給付金があるときはその額を控除した額とする。

☆ 母子家庭等医療費の助成

対 象 者 母子家庭の母、父子家庭の父及びこれらの者に現に扶養されている児童並びに父母のいない児童。ただし、母子家庭の母、父子家庭の父の所得が、児童扶養手当法施行令に定める額以上である場合を除く。

（令和7年3月31日現在 1,670人）

助 成 額 国民健康保険法又は社会保険各法等の法令の規定により給付の対象となる額のうち対象者が負担すべき額とする。ただし、家族療養附加給付金があるときはその額を控除した額とする。

☆ 精神障がい者医療費の助成

対 象 者 精神障がい者

（精神障害者保健福祉手帳所持者及び自立支援医療受給者証（精神通院）所持者）

（令和7年3月31日現在 1,815人）

助 成 額 精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者の全疾患入院医療費、3級所持者の精神入院医療費及び自立支援医療受給者証所持者の精神通院医療費について、国民健康保険法又は社会保険各法等の法令の規定により給付の対象となる額のうち対象者が負担すべき額とする。ただし、家族療養附加給付金があるときはその額を控除した額とする。

☆ 東海市特定疾病患者医療費等助成

対 象 者 本市に一定期間以上居住し、特定の疾病（慢性気管支炎・気管支ぜん息・ぜん息性気管支炎及び肺気しゅ）にかかった患者の健康保持を図るため、特定疾病認定審査会の審査を経て、市長が認定した患者。

助 成 額 認定疾病分の医療費、及び療養生活補助費等（旧条例適用者のみ）

☆ 東海市特定疾病患者認定状況

(令和7年3月31日現在)

区 分 年 齢 別	総 数			疾 病 別			
	男	女	計	慢 性 気管支炎	気管支 ぜん息	ぜん息性 気管支炎	肺気しゅ
0～4	- 人	- 人	- 人	- 人	- 人	- 人	- 人
5～9	-	-	-	-	-	-	-
10～14	-	-	-	-	-	-	-
15～19	-	-	-	-	-	-	-
20～29	9	9	18	-	18	-	-
30～39	10	13	23	-	23	-	-
40～49	27	60	87	-	86	-	1
50～59	27	67	94	1	91	-	2
60～69	21	61	82	-	79	-	3
70～	38	78	116	2	100	-	14
令和6年度末計	132	288	420	3	397	0	20
令和5年度末計	127	275	402	3	380	0	19
増 減	5	13	18	0	17	0	1

☆ 妊婦医療費の助成

対 象 者 妊婦（令和7年3月31日現在 568人）

助 成 額 等 健やかな児童の出生を図るための医療費について、国民健康保険法又は社会保険各法等の法令の規定により給付の対象となる額のうち対象者が負担すべき額とする。ただし、家族療養附加給付金があるときはその額を控除した額とする。

☆ 後期高齢者福祉医療費の助成

対 象 者 後期高齢者医療被保険者のうち、次の要件に該当する者
(令和7年3月31日現在 2,186人)

- (1)身体障がい者、知的障がい者及び自閉症状群と診断された者
- (2)精神障がい者
- (3)母子家庭の母及び父子家庭の父並びにこれらの家庭の児童（所得制限に該当しない場合に限る）
- (4)東海市特定疾病認定患者
- (5)戦傷病患者（所得制限に該当しない場合に限る）
- (6)精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律の規定による措置入院患者
- (7)結核患者（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条及び第20条の規定により入院した者等）
- (8)独り暮らしの者（市民税非課税の者）
- (9)常時が床・認知症の状態の者（その者および生計維持者が市民税非課税等の場合に限る）

助 成 額 高齢者の医療の確保に関する法律の規定によって給付の対象となる額のうち対象者が負担すべき額とする（一部例外あり）。

☆ 未熟児養育医療費の助成

対 象 者 1歳未満の乳児で、出生時に一定の症状を有し、指定養育医療機関の医師が入院養育を必要と認めた者（令和7年3月31日現在 10人）

助 成 額 指定養育医療機関で行う未熟児の入院治療のうち、保険適用となる診察や薬剤、医学的処置、食事療養費（ミルク代）等を対象とする。

☆ 不妊治療費の助成

対 象 者 不妊治療を受けている夫婦で、婚姻の届出をしている、又は事実婚であることが確認でき、医療機関によって不妊治療が必要であると認められた者

助 成 額 等 不妊治療に要する医療費について、国民健康保険法又は社会保険各法等の法令の規定により給付の対象となる額のうち対象者が負担すべき額とする。ただし、家族療養附加給付金があるときはその額を控除した額とし、上限 30 万円を助成。

(助成対象期間：3 月から翌年 2 月まで)

☆ 不育症治療費補助金

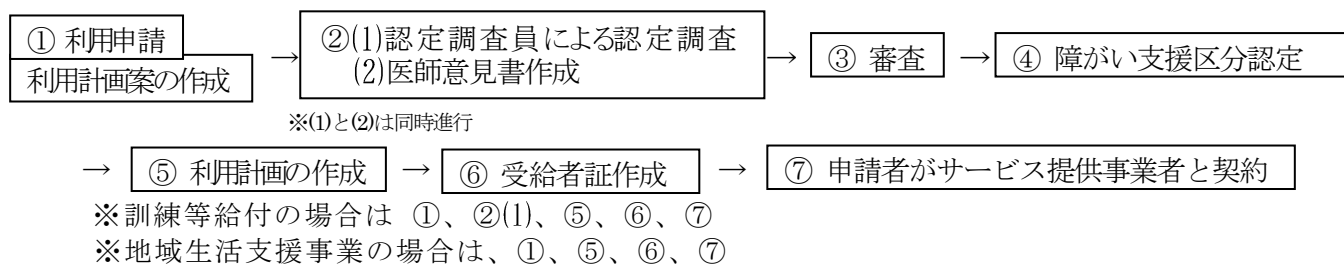
対 象 者 不育症治療を受けている夫婦で、婚姻の届出をしている、又は事実婚であることが確認でき、指定医療機関によって不育症治療が必要であると認められた者

助 成 額 等 指定医療機関において受けた、保険適用外の不育症の治療及び検査について、1 治療期間（治療開始～出産等による治療終了まで）ごとに上限 30 万円を助成

6 障がい者福祉

☆ 障害者総合支援法に基づく、障がい福祉サービス（介護給付及び訓練等給付）と地域生活支援事業について

- ・対象者 身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者、難病患者
- ・利用の流れ 介護給付は下記図のとおり



☆ 障がい福祉サービス

(1) 介護給付（審査会で障がい支援区分認定を受けて利用するサービス）

- ・居宅介護（ホームヘルプ）
内 容 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護を行う。
- ・重度訪問介護
内 容 重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行う。
- ・行動援護
内 容 自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、及び外出支援を行う。
- ・同行援護
内 容 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に、外出時に同行し移動に必要な情報提供、移動の援護等を行う。
- ・重度障がい者等包括支援
内 容 介護の必要性が高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。
- ・短期入所（ショートステイ）
内 容 自宅で介護する方が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
- ・療養介護
内 容 医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介助及び日常生活の世話をを行う。
- ・生活介護
内 容 常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。
- ・施設入所支援
内 容 施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

(2) 訓練等給付（認定調査を受けて利用するサービス）

- ・自立訓練（機能訓練・生活訓練）
内 容 自立した日常生活又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う。
- ・就労移行支援
内 容 一般企業への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

- ・就労選択支援
内 容 就労先・働き方について、より良い選択ができるよう、希望、就労能力、適性等に合った選択の支援を行う。
- ・就労継続支援（A型：雇用型、B型：非雇用型）
内 容 一般企業での就労が困難な方に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
- ・就労定着支援
内 容 就労移行支援等を利用して、一般企業に雇用された障がい者の就労の継続を図るため、各機関との連絡調整を行うとともに、各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行う。
- ・自立生活援助
内 容 居宅における生活を営む上での各般の問題につき、定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により必要な情報の提供、助言、関係機関との連絡調整等の援助を行う。
- ・共同生活援助（グループホーム）
内 容 共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う（入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方には介護サービスを提供する）。

(3) 地域相談支援

- ・地域移行支援
内 容 施設入所者や精神科病院へ入院している者等につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行う。
- ・地域定着支援
内 容 居宅において単身等で生活する障がい者につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行う。

(4) 相談支援事業

- 内 容 福祉サービス利用など生活課題に対する相談、各種支援施策に関する助言・指導、権利擁護のための必要な援助を行う。
- 場 所 東海市障がい者相談支援センター
・荒尾事業所（社会福祉法人さつき福祉会）荒尾町油田48-7 (052)613-8121
・横須賀事業所（株式会社波音）養父町北反田8-4 サテライト2号室 (0562)33-8515

(5) 地域活動支援センター

- 内 容 居場所の提供、生活力を高める事業の提供、創作的活動の場の提供、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業等を行う。
- 場 所 ちむぐくる（株式会社波音）高横須賀町三丁目18

(6) 地域生活支援事業（市の認定を受けて利用するサービス）

- ・移動支援
内 容 円滑に外出できるよう、移動を支援する。
- ・日中一時支援（A型：障がい者、B型：障がい児）
内 容 日中における活動の場を提供する。
- ・地域デイサービス
内 容 機能訓練、生活訓練等を行い、自立の促進、生活の向上等を図る。

☆ 自立支援医療費の支給

- ・育成医療（障がい児対象）
内 容 18歳未満の身体に障がいのある児童の障がいの軽減又はその除去に必要な医療費を支給する。
- 対 象 医 療 心臓機能障がい、腎臓機能障がい、口唇口蓋裂等の手術、治療等
- そ の 他 加入の医療保険世帯の所得に応じて自己負担あり。

・更生医療（障がい者対象）

内 容 身体障害者手帳の交付を受けている方で、その障がいを軽減又はその除去に必要な医療費を支給する。

対 象 医 療 腎臓機能障がい者の人工透析、心臓・肝臓機能障がい等の手術、治療等

そ の 他 加入の医療保険世帯の所得に応じて自己負担あり。

・精神通院医療

内 容 精神にかかる疾病を治療するために必要な通院医療費を支給する。

対 象 医 療 統合失調症、うつ病、てんかん等の精神医療

そ の 他 加入の医療保険世帯の所得に応じて自己負担あり。

① 身体障がい者（児）

☆ 援護扶助費

対 象 者 身体障害者手帳 1 級～ 6 級の交付を受けている方で、本市に住民登録があり本市からの援護を受けている方（施設に入所している方は除く）

支 給 額

区 分	市民税(均等割)課税者	市民税(均等割)非課税者
1 級～ 3 級	月 額 3,100円	月 額 7,250円
4 級～ 6 級	月 額 1,650円	月 額 3,950円

（注）年 3 回に分けて支給（7 月・11 月・3 月）

☆ 身体障がい者用自動車改造費補助事業

対 象 者 身体障害者手帳の交付を受けている方で運転免許証に条件等が付され、就労等で自らが所有し、かつ運転する必要がある方（所得制限あり）

対 象 経 費 自動車の操向装置、駆動装置等の改造経費（運転免許証の条件を満たす方に限る）

補 助 額 改造に要する額とし、10万円を限度

そ の 他 改造前に申請が必要。

☆ 身体障がい者用自動車運転免許取得費補助事業

対 象 者 身体障害者手帳の交付を受けている方で就労等のために初めて普通自動車運転免許を取得する方

対 象 経 費 免許の取得に要した経費（実技、学科）

補 助 額 補助率 3 分の 2 ただし、10万円を限度（1,000円未満は切り捨てる）

そ の 他 免許取得後 6 か月以内に申請が必要。

☆ 寝具クリーニングサービス事業

内 容 1 回につき、掛・敷布団各 1 枚、毛布 2 枚以内とし、年 4 回以内のクリーニングサービス（ただし、住民税非課税世帯に属する方は、年 12 回以内）

対 象 者 身体障害者手帳 1、2 級の交付を受けている方のうち視覚障がい又は肢体不自由の方

☆ あんしん電話事業

内 容 緊急発信装置、受話専用の拡声器を備えた福祉機器の設置

対 象 者 身体障害者手帳 1、2 級の交付を受けている方及び聴覚障がい 2、3 級の身体障害者手帳の交付を受けている方で外出困難な方（対象者のみの世帯に限る）

☆ 配食サービス運営事業

内 容 1 日 1 食、昼食又は夕食の補助

対 象 者 身体障害者手帳の交付を受けている方（対象者のみの世帯に限る）

☆ 福祉タクシー料金助成事業

対 象 者 ① 福祉タクシー

身体障害者手帳 1、2 級の交付を受けている方又は身体障害者手帳 3 級の交付を受けている方のうち視覚・下肢・体幹機能障がいのある方

② リフト付福祉タクシー

車いすを利用している①の方

助 成 額 ① 福祉タクシー

利用券 1 枚につき初乗料金相当額（1 年度につき 24 枚交付）

1 乗車につき 2 枚まで使用可能

- ② リフト付福祉タクシー
利用券1枚につき初乗料金相当額（1年度につき24枚交付）
1乗車につき1枚使用

☆ 入浴サービス事業

内 容 移動入浴車を派遣し、入浴サービスを行う。
原則として、月4回以内とし、年36回を超えない範囲とする。
対 象 者 身体障害者手帳1級の交付を受けている方のうち、下肢又は体幹機能障がいの方

☆ 在宅障がい者・児訪問理美容サービス事業

内 容 訪問し、理美容サービスを行う。
1回当たり5千円を補助（自己負担500円）する。（年間最大5回）
対 象 者 身体障害者手帳1・2級の交付を受けている方のうち、下肢又は体幹機能障がいの方

☆ 在日外国人重度障害者福祉手当

内 容 在日外国人で公的年金等の給付を受けることができない方に対し、在日外国人福祉手当を支給することにより、当該外国人の福祉の増進を図る。
対 象 者 昭和37年1月1日以前に生まれ、公的年金等を受給していない身体障害者手帳1・2級又は療育手帳A判定の方で、昭和57年1月1日現在において外国人登録があり、かつ本市に引き続き1年以上居住し、住民登録のある方
手 当 額 月額20,000円（所得制限あり）

☆ 声の広報作成事業（東海市社会福祉協議会への委託事業）

内 容 視覚障がい者向けに、市広報「とうかい」の内容を録音し、CDを貸し出すことにより市政情報を提供し、視覚障がい者の福祉の向上を図る。
対 象 者 視覚障がい者

☆ 補装具費の支給

対 象 者 身体障がい者（児）又は難病患者等（障がいの内容、等級によって対象となる補装具が異なる。）
対 象 種 目 義肢、装具、姿勢保持装置、電動車椅子、補聴器、車椅子、重度障害者用意思伝達装置、義眼、眼鏡、歩行器、視覚障害者用安全つえ、歩行補助つえ（一本つえを除く）等
そ の 他 原則1割負担（世帯の所得に応じた月額負担上限額あり）。購入前に申請が必要。
なお、就学前障がい児の場合、市独自規定の所得に応じた負担あり。

☆ 日常生活用具の給付

対 象 者 身体障がい者（児）、知的障がい者（児）又は難病患者等（障がいの内容、等級によって対象となる用具が異なる。）
対 象 種 目 特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす、訓練用ベッド、入浴補助用具、便器、歩行補助つえ、（一本つえのみ）、移動・移乗支援用具、頭部保護帽、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障がい者用屋内信号装置、透析液加温器、ネブライザー、電気式たん吸引器、パルスオキシメーター、酸素ボンベ運搬車、盲人用体温計、盲人用体重計、人工呼吸器用バッテリー、自家発電機、外部バッテリー、携帯用会話補助装置、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障がい者用ポータブルレコーダー、視覚障がい者用活字文書読上げ装置、視覚障がい者用読書器、盲人用時計、聴覚障がい者用通信装置、聴覚障がい者用情報受信装置、人工喉頭、ストマ用装具（紙おむつ）、収尿器等
そ の 他 原則1割負担（世帯の所得に応じた月額負担上限額あり）。購入前に申請が必要。

☆ 日常生活用具（住宅改修費）の給付

対 象 者 身体障害者手帳3級以上の下肢・体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る）のある方（原則として6歳以上）、又は難病患者等で下肢若しくは体幹機能に障がいのある方で、診断書等で必要と認められた方。特殊便器への取替えについては、2級以上の上肢障がいのある方
対 象 工 事 手すりの取付け、段差の解消、滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替え、その他上記の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修
給 付 額 1件あたり30万円を限度（ただし、住民税非課税世帯に属する方は、1件あたり60万円を限度とし、給付の回数は原則として1回）

そ の 他 世帯の所得に応じた一部自己負担あり（１割負担と所得に応じた月額負担上限額）。
改修前に申請が必要。

☆ 聴覚障がい者の方へ

- 1 手話通訳者の設置
月曜日から金曜日までの午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで
受付 社会福祉課
- 2 手話通訳者、要約筆記者の派遣
受付 社会福祉課 FAX 052-603-6181
- 3 遠隔手話サービス（事前登録必要）
ビデオ通話で市の設置通訳者と手話で会話ができるサービス
月曜日から金曜日までの午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで
受付 社会福祉課

☆ 身体障がい者（児）障がい別、級別調

（令和７年３月31日現在）

区分	障がい者	１級	２級	３級	４級	５級	６級	計
18歳未満	視 覚	４人	０人	０人	０人	１人	０人	５人
	聴 覚	０	３	７	１	０	４	15
	言 語	０	０	０	０	－	－	０
	肢 体	13	15	13	１	０	０	42
	内 部	６	０	３	０	－	－	９
	小 計	23	18	23	2	1	4	71
18歳以上	視 覚	62	65	14	14	36	7	198
	聴 覚	9	36	38	58	2	119	262
	言 語	1	4	33	12	－	－	50
	肢 体	307	333	444	375	175	81	1,715
	内 部	694	26	262	369	－	－	1,351
	小 計	1,073	464	791	828	213	207	3,576
計	視 覚	66	65	14	14	37	7	203
	聴 覚	9	39	45	59	2	123	277
	言 語	1	4	33	12	－	－	50
	肢 体	320	348	457	376	175	81	1,757
	内 部	700	26	265	369	－	－	1,360
	合 計	1,096	482	814	830	214	211	3,647

② 知的障がい者（児）

☆ 援護扶助費

対 象 者 療育手帳A判定～C判定の交付を受けている方で、本市に住民登録があり、本市からの更生援護を受けている方（施設に入所している方は除く）

支 給 額

区 分	市民税（均等割）課税者	市民税（均等割）非課税者
A 判 定	月 額 3,100円	月 額 7,250円
B 判 定	月 額 2,100円	月 額 5,200円
C 判 定	月 額 1,650円	月 額 3,950円

（注）年 3 回に分けて支給（7 月・11 月・3 月）

☆ 福祉タクシー料金助成事業

対 象 者 療育手帳の交付を受けている方

助 成 額 利用券 1 枚につき初乗料金相当額（1 年度につき24枚交付）
1 乗車につき 2 枚まで使用可能

☆ 知的障がい者（児）数

（令和 7 年 3 月 31 日現在）

区 分		重 度	中 度	軽 度	計
18 歳未満	男	80 人	43 人	146 人	269 人
	女	38	23	59	120
	小計	118	66	205	389
18 歳以上	男	165	146	176	487
	女	104	93	93	290
	小計	269	239	269	777
計	男	245	189	322	756
	女	142	116	152	410
	合計	387	305	474	1,166

③ 精神障がい者

☆ 援護扶助費

対 象 者 精神障害者保健福祉手帳 1 級～3 級の交付を受けている方で、本市に住民登録があり、かつ居住している方（施設に入所している方は除く）

支 給 額

区 分	市民税（均等割）課税者	市民税（均等割）非課税者
1 級 ・ 2 級	月 額 3,100円	月 額 7,250円
3 級	月 額 1,650円	月 額 3,950円

（注）年 3 回に分けて支給（7 月・11 月・3 月）

☆ 福祉タクシー料金助成事業

対 象 者 精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている方

助 成 額 利用券 1 枚につき初乗料金相当額（1 年度につき24枚交付）
1 乗車につき 2 枚まで利用可能

☆ 精神障害者保健福祉手帳所持者数（令和7年3月31日現在）

区 分	1 級	2 級	3 級	計
所持者数	164人	851人	330人	1,345人

☆ 自立支援医療受給者証（精神通院）交付者数 2,252人
（令和7年3月31日現在）

7 生活保護

☆ 生活保護 実施状況

	令和5年度			令和6年度		
	世帯数	人 員	扶助額（円）	世帯数	人 員	扶助額（円）
生 活 扶 助	550	712	422,819,090	535	679	409,520,627
住 宅 扶 助	569	720	236,107,797	564	705	230,214,282
教 育 扶 助	28	43	5,015,442	26	37	4,235,967
医 療 扶 助	557	674	690,109,124	536	648	748,162,441
出 産 扶 助	2	2	659,840	0	0	0
生 業 扶 助	153	168	2,718,023	139	155	2,574,851
葬 祭 扶 助	22	22	3,838,772	28	28	6,305,153
保護施設扶助	1	1	552,798	1	1	2,300,292
介 護 扶 助	154	158	41,481,645	154	161	41,934,016
計	-	-	1,403,302,531	-	-	1,445,247,629

（注）生活、住宅、教育、医療、保護施設及び介護扶助の世帯数及び人員は月平均。
出産、生業及び葬祭扶助の世帯数及び人員は年合計、扶助額は年額。

8 成年後見制度利用促進事業

成年後見制度とは、判断能力が不十分な方が財産の侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりしないように、保護・支援する仕組み。

本市を含めた知多半島4市5町で、成年後見促進事業を「特定非営利活動法人知多地域権利擁護支援センター」に委託し、制度に関する相談や後見人選定支援を行っている。

知多地域権利擁護支援センター

相談時間 月曜～金曜の平日で午前9時から午後5時まで

場 所 〒478-0047 知多市緑町32-6
知多市福祉活動センター内

TEL : 0562-39-3770

FAX : 0562-39-3774

9 ひきこもり支援事業「ひきこもり支援センター・ほっとプラザ」

ひきこもりに関する相談、居場所、就労準備支援、学習・生活支援

相談時間 火曜日～土曜日の午前9時30分～午後6時15分まで

場 所 養父町北反田41「まなぶん横須賀2階」

TEL : 0562-33-7321

1 0 障がい者等虐待防止・差別解消推進事業

高齢者・障がい者の虐待防止と養護者に対する支援と障がいを理由とする差別解消の推進を目的に、保健・医療・福祉等の関係機関が虐待の早期発見と早期対応及び虐待の発生防止の体制づくり並びに差別を解消する取り組みを行うため、障がい者等虐待防止・差別解消推進協議会を設置している。

1 1 障害者差別解消法

法において「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」を差別としている。市では「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する東海市職員対応要領」を定め、市の事務又は事業の実施に当たり、市職員（非常勤職員を含む。）が適切に対応することとしている。

1 2 災害時避難行動要支援者制度

災害時において、避難所などに避難する際に、支援が必要な方のために、あらかじめ避難計画を作成し、災害時の避難に役立てるもの。計画は本人の同意に基づき、町内会、自治会や民生委員などの避難支援者へ情報提供を行い、災害時の迅速な避難の確保に役立てる。

<名簿登載対象者>

- (1) 身体障がい者
身体障害者手帳の個別等級が、視覚障がい者、聴覚障がい者及び肢体不自由（上肢・下肢）1～2級、肢体不自由（体幹）1～3級、内部障がい（呼吸器）1級
- (2) 知的障がい者
療育手帳の判定が、1級
- (3) 精神障がい者
精神保健福祉手帳の等級が、1級
- (4) 要介護高齢者
介護保険の認定区分が、要介護3～5
- (5) 難病患者
難病法に規定する支給認定を受けた方で、障がい福祉サービスを利用している方
- (6) 避難支援関係者が避難行動要支援者と判断した場合
- (7) 要配慮者本人が支援を申し出た場合

※施設等に入所している方は除く。

1 3 生活困窮者自立相談支援事業

就労の支援その他の自立に関する問題につき、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行う。

生活困窮者のうち離職等により経済的に困窮し、居住する住宅の所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となったものであって、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められるものに対し、生活困窮者住居確保給付金を支給する。

1 4 重層的支援体制整備事業

既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する。

第4次東海市総合福祉計画に本事業も位置づけられており、社会福祉課、こども課（子育て総合支援センター含む）、高齢者支援課、健康推進課で事業を実施し、住民とともに、関係各課と協議する場や庁内連携会議を実施している。

1 5 老人短期入所運営事業

家族に代わって高齢者を一時的に養護することにより、高齢者及びその家庭の福祉の増進を図る。

対象者 おおむね65歳以上の者で、介護保険法による要介護又は要支援認定に至らない者で、かつ軽易な生活習慣等の援助を必要とする者

16 高齢者支援

☆ 高齢化率の状況

市	愛知県	国
22.8% (65 歳以上 25,830 人／全人口 113,242 人) (令和 7 年 4 月 1 日現在)	25.8%	29.3%
(令和 6 年 10 月 1 日現在)		

※国の数値は総務省統計局人口推計（推計値）より

☆ 高齢者支援ネットワークセンター

- 内 容 ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の増加、認知症への対応や高齢者虐待の防止などの諸課題に対応するため、市関係課をはじめ民生委員、高齢者相談支援センター（地域包括支援センター）、社会福祉協議会、知多北部広域連合などの関係機関と連携し、高齢者の安心・安全な生活を総合的に支援する。
- 構 成 員 センター長、高齢者あんしん見守り相談員、看護師、地域包括ケアシステム推進員（保健師）

☆ 地域支えあい体制づくり事業

- 内 容 ひとり暮らしや高齢者のみの世帯などの日常の小さな困り事などに対応する仕組みとして、地区組織や地域資源を活用し、地域ネットワークを推進する市民主体の支えあい活動団体の立ち上げや、活動の活性化を支援する。
- ・地域支えあい活動登録団体に対する交付金の支給
- 登 録 団 体 23 団体（令和 7 年 4 月 1 日現在）

☆ 地域包括ケアシステム推進事業

- 内 容 多職種連携推進協議会を設置し、医療と介護・福祉の多職種連携を図り、地域包括システム構築に向けた具体的な検討を行う。

☆ 通所型介護予防事業

- 内 容 介護保険法における要支援者及び基本チェックリスト該当者に対し、介護予防事業を実施する。短期集中サービス(集団)事業、短期集中サービス(個別)事業
- 実施事業所 接骨院 6 か所 市内事業所 2 か所（令和 7 年 4 月 1 日現在）

☆ 高齢者あんしん見守り登録事業

- 内 容 高齢者のあんしん見守り登録をすることにより、高齢者が住み慣れたまちで安心・安全に自立した生活をするための支援をする。
- ・高齢者あんしん見守り相談員による定期的な訪問、安否確認電話等のサービスを提供
- 対 象 者 65 歳以上のひとり暮らし高齢者。なお、同居者がいる場合でもその同居者が要介護者等であれば対象
- 登 録 者 765 人（令和 7 年 3 月 31 日現在）

☆ 配食サービス運営事業

- 内 容 定期的に訪問して昼食又は夕食を提供し、その際に安否確認をする配食サービスを行い健康増進を図る。
- ・事業の利用回数は、利用者 1 人当たり 1 日 2 食まで。ただし、市の補助は 1 日 1 食まで。
- 利 用 料 市民税非課税で、かつ利用者本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が 80 万円以下の場合は、本人負担額 300 円、それ以外は本人負担額 480 円
- 対 象 者 65 歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯で、介護保険法による要支援以上の者又は事業対象者

☆ あんしん電話事業

内 容 ひとり暮らし高齢者等に対し、緊急通報装置を設置し、緊急時の対応だけでなく、健康や生活に関する相談等の連絡も受託事業者のコールセンターに入るようにし、高齢者の安心・安全な生活を支援する。

利 用 数 421 台（令和 7 年 3 月 31 日現在）

☆ 要介護高齢者援護扶助費支給

内 容 65 歳以上で介護保険法による要介護 3 以上の在宅の者で、前年の所得が 210 万円以下の者に対し、援護扶助費を支給し福祉の増進を図る。ただし、1 月～5 月分については、前々年の所得で審査する。

支 給 額 市民税課税者 3,100 円／月
 " 非課税者 7,250 円／月

☆ 安否確認電話事業

内 容 高齢者あんしん見守り登録者等に対し、定期的に電話をすることにより、独居生活の精神的な不安を解消するとともに事故を未然に防止する。

対 象 者 高齢者あんしん見守り登録者

☆ 家具転倒防止対策事業

内 容 寝室の洋服ダンス等のうち 2 棹までの家具に転倒防止器具を取付けることにより、地震災害時における家具の転倒による事故防止を図り、ひとり暮らし高齢者が安心して生活できる環境を整備する。
 ・転倒防止器具は 1 世帯 4 個までとし、事業を利用することができる回数は、1 世帯 1 回とする。

対 象 者 65 歳以上のひとり暮らし高齢者又はあんしん見守り登録者

利 用 料 無料

☆ シニアクラブ補助金交付

内 容 シニアクラブの活動事業に対し、補助金を交付することにより、その事業の促進を図り、高齢者福祉の増進に寄与するもの。

ク ラ ブ 数 93 クラブ

会 員 数 4,179 人（令和 7 年 4 月 1 日現在）

補 助 額 シニアクラブごとに会員数に応じて補助
 ・45 人以下 1 人当たり年額 1,100 円
 ・46 人以上 年額 75,600 円（50 人以上の場合は 5 人増すごとに 1,300 円を加算）

☆ シルバー人材センター

内 容 定年退職者等の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業の機会を確保し、就業を援助して、生きがいの充実、社会参加の促進を図ることにより、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与する。

会 員 数 631 人（令和 7 年 3 月 31 日現在）

就 業 件 数 3,985 件（令和 6 年度）

☆ 寝具クリーニングサービス事業

内 容 要介護高齢者に対し、1 回につき掛・敷布団各 1 枚、毛布 2 枚以内とし、年 4 回以内の寝具クリーニングサービスを行うことにより、福祉の増進を図る。ただし、市民税非課税世帯に属する者は、年 12 回以内とする。

対 象 者 65 歳以上で介護保険法による要介護 4 又は要介護 5 の者

☆ 家庭介護用品購入券交付事業

- 内 容 在宅において重度要介護高齢者等を介護する家庭に対し、紙おむつなどが購入できる介護用品購入券を交付することにより、在宅介護者の経済的負担の軽減を図る。
- 交付額 75,000 円以内／年（1 か月目 9,000 円、2 か月目以降 6,000 円）
- 対 象 者 介護保険法による要介護 4 又は要介護 5 の高齢者等を同一世帯で介護している者で、かつ市民税非課税世帯の者

☆ 敬老祝金支給事業

- 内 容 多年にわたり社会の進展に貢献された高齢者に対し、敬老祝金を贈り長寿を祝う。
- 対 象 者 88 歳 10,000 円／人
99 歳 30,000 円／人
100 歳以上 50,000 円／人

☆ 福祉タクシー等料金助成事業

- 内 容 要介護高齢者の福祉タクシー等の利用に対し、その料金の一部を助成することにより、経済的負担の軽減及び要介護高齢者の社会参加の促進を図る。
- ・初乗り料金分の助成券を年間 24 枚支給する。
 - ・要介護 3 以上は福祉タクシーとリフト付福祉タクシーの選択制。
 - ・要介護 1 又は要介護 2 は福祉タクシーのみ。
- 対 象 者 65 歳以上で介護保険法による要介護 1 以上の者

☆ 要介護高齢者等住宅改造費補助事業

- 内 容 要支援者又は要介護者が、段差の解消など住宅の環境整備や改造を行う場合に、介護保険の住宅改修の利用限度額を上回った額を補助することにより、在宅介護の経済的負担の軽減を図る。
- 対 象 者 介護保険法による要支援以上の者
- 補 助 額 市民税課税世帯 100,000 円以内
市民税非課税世帯 400,000 円以内

☆ 要介護高齢者等訪問歯科健診事業

- 内 容 在宅要介護者等の要介護状態が悪化するのを予防し、健康的な生活を支援するため、訪問歯科健診を実施する。
- 対 象 者 65 歳以上で介護保険法による要介護 3 以上の在宅の者及びその主たる介護者 1 人

☆ 行方不明高齢者家族支援サービス事業

- 内 容 認知症高齢者が行方不明になった場合に、位置情報システムを活用して、その居場所を特定し、その場所にガードマンがかけつけ、事故防止を図るなど家族が安心して介護できる環境整備を図る。
- 対 象 者 65 歳以上で介護保険法による要支援以上の者又はこれに相当すると判断された行方不明になるおそれのある認知症高齢者等を在宅介護している家族

☆ ひとり暮らし高齢者等訪問援助事業

- 内 容 日常生活を営む上で援助が必要なひとり暮らし高齢者等に対し、訪問援助員を派遣し家事に関する世話を行うことにより、これらの者の生活の安定に寄与する。
- 対 象 者 65 歳以上で介護保険法による要介護又は要支援認定に至らない者で、かつ住民税非課税世帯の者

☆ 高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業

- 内 容 高齢者世話付住宅に居住する高齢者に対し、生活援助員を派遣し、生活指導、相談、安否確認等のサービスを提供することにより、生活支援を行う。
- 対 象 者 県営上野住宅、県営清水住宅又はシティ高横須賀のシルバーハウジングに居住する者

- ☆ 高齢者循環バス利用促進事業
 内 容 高齢者の積極的な外出を促し、健康寿命の延伸等を図るため、降車時に特別乗車証（専用カード）を提示した 75 歳以上の高齢者の循環バス乗車運賃を無料とする。
 対 象 者 75 歳以上の者
- ☆ 認知症高齢者等見守りネットワーク事業
 内 容 認知症により行方不明となった高齢者等の捜索体制の構築し、当該高齢者等への個人賠償責任保険による支援や連絡先等の情報を印字したシールを配布することで行方不明者の早期発見を促し、本人及び介護をする家族の負担を軽減する。
 対 象 者 65 歳以上で認知症またはその疑いのある者、65 歳未満で若年性認知症またはその疑いがある者
- ☆ 認知症総合相談事業
 内 容 ケアラーズカフェ日向家（まなぶん横須賀 2 階）において、誰でも利用できる常設の憩いの場を設ける。また、認知症介護相談や各種イベントも開催する。
 受 付 時 間 毎週火曜日から土曜日（年末年始、祝祭日、お盆を除く）
 午前 10 時 30 分から午後 3 時
 対 象 者 認知症の方やその家族及び一般市民
- ☆ 高齢者熱中症対策空調機設置費補助事業
 内 容 熱中症予防のため非課税高齢者世帯のうち、空調機を未設置の世帯に対し、設置費を補助するもの。
 対 象 者 65 歳以上のみの世帯のうち、市町村民税非課税世帯
- ☆ 高齢者スマートフォン活用支援講習会開催事業
 内 容 社会全体のデジタル化が進む中、スマートフォンの操作や利用に不安を持つ高齢者に講習会を開催することにより、市の事業への参加申し込みや行政手続きができるようになり、日常生活を営む上で、防犯・防災、介護予防や健康づくりの意識の高揚を図るもの。
 対 象 者 65 歳以上の市内在住者
- ☆ 高齢者とうかい健康チャレンジ促進事業
 内 容 高齢者が自身の健康づくりとともに、地域での居場所や活躍の場を見つけ、生きがいや役割を持って生活できるように、愛知県のアプリである「あいち健康プラス」を活用して、健康づくりと介護予防への取り組みに参加するきっかけづくりとする。
 対 象 者 市内に住民票があり、今年度中に 65 歳以上となる高齢者
- ☆ シニアクラブ活動拠点支援補助事業
 内 容 敬老の家廃止に伴うシニアクラブの活動拠点を確保するため、公民館・市民館の施設使用料を廃止の影響を受けている単位シニアクラブに補助するもの。
 対 象 者 明倫連合会に所属する単位シニアクラブ
- ☆ 難聴高齢者補聴器購入費補助事業
 内 容 聴力機能の低下により孤立しがちな高齢者に対し、補聴器の購入に係る費用の一部を補助することにより、外出支援や認知症予防を図る。
 対 象 者 65 歳以上の市内在住者で両耳の聴力レベルが 30 デシベル以上で身体障害者手帳の交付の対象とならない者
 補 助 額 補聴器購入費の 1/2、ただし補助の上限額は以下のとおりとするもの。
 市民税課税世帯 25,000 円
 市民税非課税世帯 50,000 円

☆ 在宅高齢者訪問理美容サービス補助事業

内 容 理容所及び美容所等に出向くことができない介護認定を受けている高齢者に対し、在宅訪問理美容サービス事業を実施することにより、保健衛生の増進並びに在宅介護者の負担の軽減を図る。

対 象 者 在宅で常時寝たきりの 65 歳以上の要介護 4 以上の認定を受けている者

助 成 額 1 回あたり 5,000 円（利用者負担は 500 円）

年間最大 6 回まで（最大 30,000 円を助成）、ただし、年度途中の申請は、残りの月数に 2 分の 1 を乗じて得た回数（端数切り上げ）となるもの

17 敬老の家及び健康交流の家

(令和7年4月1日現在 20館)

施設名	所在地	構造	面積 (㎡)	開所 年月
名和東	名和町南三宅山45-1	コンクリートブロック 鉄筋コンクリート造平屋建	53.49	S47. 4
下名和	名和町岡前40-1	鉄筋コンクリート造平屋建	50.40	S56.12
上野ヶ丘	名和町平松5-17	コンクリートブロック 鉄筋コンクリート造平屋建	60.95	S50.10
渡内	荒尾町細高根1-4	木造平屋建	116.03	S52.12
明倫	荒尾町下り松1-11	鉄筋コンクリート造平屋建	50.40	S56. 4
平洲	荒尾町熊ノ山5	木造平屋建	66.42	S49. 3
富貴ノ台	富貴ノ台一丁目109-1	木造平屋建	98.82	H10. 3
木田	大田町樹木8-1	鉄筋コンクリート造2階建 (1階のみ)	67.34	S52.12
高横須賀	高横須賀町塩田5-1	木造平屋建	68.44	S47. 9
横須賀	元浜町10	木造平屋建	65.20	S47. 4
中ノ池	中ノ池二丁目21-13	木造平屋建	82.22	H 2. 9
加木屋	加木屋町唐畑38-1	木造平屋建	68.45	S51.12
三ツ池	加木屋町鎌吉良根1-45	鉄筋コンクリート造平屋建	50.40	S58. 3
大堀	加木屋町東大堀31-7	鉄筋コンクリート造平屋建	50.40	S58.12
加木屋南	加木屋町泡池10-2	木造平屋建	82.21	S49.10
加木屋南第二	加木屋町南鹿持1-38	木造平屋建	99.27	H10. 3
千鳥 健康交流の家	名和町一番割中59-2	鉄骨造5階建 (1・2階のみ)	264.89	H27. 4
上野台 健康交流の家	富木島町大清水1-138	木造平屋建	171.48	H24. 4
養父 健康交流の家	養父町宮山17-1	鉄骨造3階建 (1・2階の一部のみ)	146.17	H30. 4
大池 健康交流の家	加木屋町北鹿持4-3	木造2階建	195.04	H25. 4

18 健康推進

① 健康増進事業

☆ 第2次東海市健康増進計画「いきいき元気推進プラン」

テーマ「めざせ 健康寿命日本一」

キャッチフレーズ ～いきいき元気なひと・つながり・まちづくり～

計画期間：平成26年度～令和6年度の11年間

社会全体で健康づくりを支援する仕組みを構築し、「生きがいがあり健康なまち東海市」の実現を目指す

(1) 健康づくり推進会議

内 容 関係団体等が集まり、第2次東海市健康増進計画の評価及び、今後の推進方策について検討する。

回 数 年3回

(2) 食生活改善推進事業

(令和6年度)

食生活改善推進員教育		地 区 組 織 活 動	
教 育 修 了 者 数	11 人	東海市健康づくり食生活改善協議会加入者数	63 人
食生活改善推進員延数	836 人		
教育時間：40 時間以上 [内容] ・健康づくり総論 ・栄養、運動、休養のバランス ・食生活プランの立て方 ・調理の理論と実習等		[内容] 地域健康・食育料理教室、旬の食材の食育講座、放課後子ども教室おやつづくり、働き世代への食育講話、保健事業への協力、とまと記念館での活動等	

(3) 受動喫煙防止対策

- ・改正健康増進法により、令和元年7月から原則敷地内禁煙（屋内全面禁煙）が実施された。
- ・「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」の取り組みとして、メディアス FM 放送、ホームページで禁煙について情報提供

(4) 9020・8020表彰（令和6年度）

9020表彰者 42 人

8020表彰者 186 人

☆ いきいき元気推進事業

平成26年3月に策定した「第2次東海市健康増進計画」に基づき、「めざせ 健康寿命日本一」を目指して各種・各課の事業連携を図り、市民が主体的に健康づくりできる環境整備を進めている。

(1) 健康応援情報提供「運動・食生活応援メニュー」の実施（平成23年10月1日から開始）

判定場所	提供人数（令和6年度）
しあわせ村トレーニング室	301 人
体育館トレーニング室	9
健康推進課	685
出張判定	115
連携企業・医療機関	0
合計	1,110

(2) 健康応援ステーション事業の実施（令和7年4月1日現在）

食生活ステーション 市内27店舗

運動ステーション 市内 6 施設
 メディカルステーション 医療機関・歯科医療機関・薬局

- (3) ウォーキングペース体感ゾーンの設置
 大池公園、聚楽園公園、加家公園、平地公園、上野台公園、元浜公園、加木屋南公園、
 公家緑道、加家緑道、大堀緑道
- (4) いきいき元気クッキング（令和 6 年度）
 内 容 健康応援情報提供「運動・食生活応援メニュー」の判定と「いきいき元気
 メニュー」を実際に調理する教室を開催
 対 象 者 健康づくりに興味がある市民
 実施回数 6 回 延べ 65 人
- (5) 企業支援（令和 6 年度）
 会社の健康度評価・いきいき元気キャンペーン事業
 「働く世代（壮年期層）」への取り組みとして、市内に事業所を持つ企業を対象とした健康
 づくり事業を展開することで、会社の健康意識と合わせ、社員（個人）の健康意識の向上を
 図る。
 会社の健康度評価、健康づくり出前講座、いきいき元気キャンペーンを実施。
- (6) とうかい健康チャレンジ（令和 6 年度）
 健康づくりを始めるためのきっかけとして、県が開発したスマートフォンアプリを活用し、
 運動や食生活、健（検）診受診等の健康づくりの取り組みを支援する。
 とうかい健康チャレンジマイレージ利用者 1,906 人

☆ トマト de 健康プロジェクト事業（平成 26 年度～）

平成 26 年 4 月 10 日に締結した包括協定に基づき、市とカゴメ株式会社が連携し、トマトを
 とおして市民一人ひとりの健康づくり及び地域の活性化に資する事業を実施している。

- (1) トマト給食・トマト新聞
 毎月 10 日の「トマトの日」に合わせ、保育園・小中学校給食にトマトを使用した献立を提供。
 合わせて「トマト新聞」を発行して、トマトの効能やレシピを情報提供している。
- (2) トマト de 健康フェスティバル（平成 27 年度～）
 内 容 健康応援ステーションを中心とした飲食店やスイーツ店にトマトを使った期間
 限定のオリジナルメニューを開発してもらいスタンプラリーを実施。
 実施期間 7 月 1 日～8 月 31 日

(3) 食の活動拠点施設（とまと記念館）運営事業

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
メイン料理提供食数	3,856 食	3,992 食	4,446 食

- (4) トマト苗の配布・トマトに関する地域・小学校での食育推進（令和 6 年度分）
 内 容 地域や小学校へトマト苗（凜々子（りりこ））を配布し、「育て、収穫し、調理する」
 といった活動をととした食育活動を推進。収穫したトマトを使った料理教室の開催。
 小学校で本市における出前講座を開催。
 小学校での出前授業 実施校数 1 校
 苗の配布数 2,496 本（地域 960 本、小中学校 1,536 本）
 地域での料理教室 5 回

② 健康増進法による保健事業（令和 6 年度）

☆ 健康診査

実施回数 集団検診：子宮頸がん検診 7回 胃がん検診 6回
 実施期間 各種がん検診 6～2月
 肝炎ウイルス検診 6～10月
 歯周病検診 6～2月
 フレッシュ健診 6～10月、2月
 フレッシュ歯周病検診 6～2月

項目	対象	対象者数	受診者数	受診率
子宮頸がん	20歳以上の女性	44,123人	集団 293人	9.4%
			個別 3,030	
			妊婦健診 826	
乳がん	30歳以上の女性	38,180	4,045	10.6
肺がん	35歳以上の者	70,763	8,782	12.4
		-	喀痰 88	-
胃がん (うち内視鏡検査)	40歳以上の者 (50歳以上の者で、西暦偶数年生まれの者)	63,639 (24,114)	集団 162	3.0 (1.8)
			個別 1,719 (439)	
胃がんリスク検診	41・46・51・56・61・66歳の者	9,077	397	4.4
大腸がん	40歳以上の者	63,639	7,385	11.6
前立腺がん	50歳以上の男性	23,138	3,568	15.4
肝炎ウイルス検診	40歳の者	1,431	112	7.8
	過去の未受診者のうち希望する者	-	52	-
歯周病検診	40・45・50・55・60・65・70歳の者	9,771	1,115	11.4
フレッシュ健診	16～39歳の者	2,518	411	16.3
フレッシュ歯周病検診	20・25・30・35歳の者	5,477	375	6.8

☆ 健康教育・相談等

事業	対象	内容	実施回数	交付・延人数
健康教育	40歳以上の者	生活習慣病の予防、健康増進等に関する正しい知識の普及を図る。	42回	812人
健康相談		心身の健康に関する個別の相談に応じた指導、助言を行う。	19回	172人
訪問指導		療養上の保健指導が必要な者及び家族等に対して、家庭を訪問し保健指導を行う。	実人数2人	8人

③ 訪問型介護予防事業

内 容 要支援者及び基本チェックリスト該当者(事業対象者)に3～6か月の期間、保健師、栄養士、歯科衛生士が家庭訪問を実施し、必要な保健指導を行い、要介護状態に陥ることを防ぐ。

訪問実人数 運動機能向上2人、栄養改善3人、口腔機能向上5人、計10人(重複あり)

延べ人数 運動機能の向上10人、栄養改善14人、口腔機能の向上22人 計46人

④ 一般介護予防事業

☆ 介護予防普及啓発事業

介護予防に関する教室や講演会を開催し、介護予防活動の普及啓発を行う。

(1) 介護予防啓発研修会

内 容 フレイル予防に関する講演や市の介護予防の現状や地域で活躍する高齢者の

紹介を実施した。参加者数 44 名

(2) 元気アップ教室

内 容 身近な場所で参加できる週 1 回の運動教室で運動機能の向上を図る。
3 会場 147 回延 822 名

☆ 地域介護予防活動支援事業

(1) 専門職の派遣

内 容 住民主体の活動支援の一環として、専門職を派遣する。
・保健師 31 回 ・歯科衛生士 30 回 ・管理栄養士 50 回（いきいきランチ会
健康支援型配食サービス含む）

(2) リハビリ専門職派遣事業

内 容 主に短期集中サービス利用者に対し、リハビリ専門職が自宅に訪問し、
対象者の動機付けや、高齢者相談支援センターのアセスメント支援を行う。
・理学療法士 派遣回数 18 回

(3) 脳トレいきいき百歳応援事業

内 容 新しく脳トレいきいき百歳体操を行う住民主体の継続的な活動を支援する。
・登録団体数 35 団体（支援団体数 31 団体）
・新規団体の体験会及び初期支援 9 回

(4) 脳トレいきいき百歳サポーター養成講座

内 容 地域活動や介護予防に関する講座を実施し、地域活動の担い手を育成する。
・参加人数 40 名

☆ 後期高齢者低栄養予防事業

(1) 栄養パトロール

令和 5 年度の健診結果で低栄養のリスクがある方へアンケートを送付し、生活・
身体状況・栄養評価を実施し、低栄養のおそれがある方へ、管理栄養士等が
5 か月間支援し、要介護状態に陥ることを防ぐ。
アンケート送付 60 名 アンケート訪問回収 48 名
管理栄養士の支援「栄養パトロール」実施者 5 名

(2) 口腔フレイル個別訪問

令和 5 年度の健診の食事の状況の問診で口腔機能低下のおそれがある方へアンケートを
送付し、かかりつけ歯科医がいない方、食事に不自由がある方に健口体操と受診を勧奨した。
アンケート送付 平洲・横須賀・富木島小学校地区の 195 名 アンケート訪問回収 145 名
事前拒否他 50 名
医療や介護サービスに繋いだもの 7 名

(3) フレイルチェック会

内 容 体力測定を実施し、元気アップ教室への参加勧奨を行う。
5 会場 10 回 参加者数 166 名

(4) 健康状態不明者個別訪問

令和 5 年度中に医療レセプトなし、健康診断未受診かつ介護保険未利用者の 76 歳以上の
高齢者に対し、個別訪問により健康状態を把握し、必要な医療・介護サービスに繋げるもの。
対象者数 42 名 訪問実施者 42 名
医療や介護サービスに繋いだもの 0 名

⑤ 母子保健

☆ 健康診査及び講習会等

(令和6年度)

区 分		対 象	対 象 者	受 診 者 受 講 者	受診・受講率
乳 児 健 診		4 か 月 児	846 人	806 人	95.3%
1 歳 6 か 月 児 健 診		1 歳 7 か 月 児	936	903	96.5
3 歳 児 健 診		3 歳 1 か 月 児	911	831	91.2
す こ や か 健 診		経 過 観 察 児	-	52	-
相 談	育児・妊婦相談	市 民	-	220	-
	経過観察児相談	経 過 観 察 児	-	695	-
	発達相談検査	市 民	-	82	-
	そ の 他	市 民	-	712	-
教 室	離乳食講習会	市 民	-	259	-
	両 親 学 級	全 妊 婦	860	224	26.0
		夫・パートナー	-	196	-
	発達支援教室	市 民	-	457	-
は・ハ・歯の教室		2 歳 6 か 月 児	885	397	44.9
産 婦 歯 科 健 診		産 婦	-	103	-
お口と体の健康イベント		市 民	-	709	-
休 日 歯 科 健 診		市 民	-	61	-
2 歳児すくすく教室		2 歳 児	929	851	91.6
歯みが き指導	児 童 館	未 就 園 児	-	174	-
	保育園等	園 児	-	2,246	-
	小 学 校	児 童	-	2,061	-
フッ化 物洗口	保育園等	年 長 児	890	863	97.0
	小 学 校	小 学 生	6,608	6,455	97.7

☆ 妊産婦総合相談事業

区 分	対 象	利用者
母子健康手帳交付	市 民	860 人
ベビーサロン (村)	市 民	延 787 人
ベビパパサロン (村)	市 民	延 38 人
ベビーサロン (富木島)	市 民	延 60 人
ベビーサロン (加木屋)	市 民	延 127 人
子育てサポーター訪問	市 民	延 3 人
産後ケア (宿泊・日帰り・訪問)	市 民	延 196 日

☆ 伴走型相談支援事業

区 分	対 象	回答者	内 相談者
妊娠 7 か月アンケート	856 人	763 人	15 人

区 分	対 象	登録者	内 新規登録者
東海市子育てアプリ おやっこ	市 民	1,942 人 (R7.3 月末時点)	614 人

☆ 訪問指導（母子保健法に基づくもの）

内 容 妊産婦及び乳幼児の家庭を訪問して、保健指導を行う。

訪 問 状 況 妊産婦 延べ 826 人、新生児 延べ 34 人、未熟児 延べ 20 人、
乳児（新生児を除く） 延べ 900 人、幼児 延べ 731 人、
その他 11 人 計 2,522 人

☆ 妊産婦乳児健康診査

区 分	受 診 者	補助件数
妊婦健診 1 回目（梅毒検査含む。）	865 人	4 件
子宮がん検診	862	3
妊婦健診 2 回目	850	6
妊婦健診 3 回目	839	9
妊婦健診 4 回目	836	5
妊婦健診 5 回目	824	10
妊婦健診 6 回目	815	14
妊婦健診 7 回目	765	17
妊婦健診 8 回目	837	5
妊婦健診 9 回目	749	30
妊婦健診 10 回目	739	43
妊婦健診 11 回目	661	44
妊婦健診 12 回目	718	41
妊婦健診 13 回目	516	37
妊婦健診 14 回目	278	26
妊婦健診 多胎用	38	0
クラミジア単独	12	0
産婦健診 1・2 回目	1,457	90
乳児健診 1・2 回目	1,434	41
新生児聴覚検査	741	44

- (注) 1 産婦健診は、平成 19 年 4 月から開始
2 新生児聴覚検査は令和元年 6 月から開始
3 受診者数は、令和 6 年 2 月から令和 7 年 1 月健診分
4 平成 19 年 4 月から、県外の医療機関で受診した場合の費用の補助を開始
5 市が県内の医療機関と契約している単価を限度として健康診査に必要な金額

⑥ 保健予防

☆ 予防接種状況

(令和6年度)

予 防 接 種 名			被接種者数	接種率	接 種 対 象 者 当該年度に新規に対象者に該当した人数
ヒ ブ	初回	1回目	1人	0.1%	生後2月～60月 838人
		2回目	51	6.1	
		3回目	125	14.9	
	追加		759	91.9	初回接種終了後、7月以上あけた生後60月までの者 826人
小児用肺炎球菌	初回	1回目	814	97.1	生後2月～60月 838人
		2回目	798	95.2	
		3回目	784	93.6	
	追加		823	99.6	初回接種終了後、60日以上あけ、生後12月以降で生後60月までの者 826人
ロタウイルス	1回目		797	95.1	ロタリックスは、出生6週0日後から出生24週0日後までの者 ロタテックは、出生6週0日後から出生32週0日後までの者 838人
	2回目		778	92.8	
	3回目		318	37.9	
B 型 肝 炎	1回目		812	96.9	1歳に至るまで 838人
	2回目		796	95.0	
	3回目		771	92.0	
急 性 灰 白 髄 炎 (不活化ポリオ)	1期 初回	1回目	0	0.0	生後2月～90月 838人
		2回目	0	0.0	
		3回目	0	0.0	
	1期追加		0	0.0	1期初回接種終了後6月以上あけた生後90月までの者 826人
日 本 脳 炎	-		3,588	94.0	生後36月～90月 小学校4年生、特例対象者 3,819人
五 種 混 合 〔ヒブ ジフテリア 百日せき 破傷風 ポリオ〕	1期 初回	1回目	813	97.0	生後2月～90月 838人
		2回目	746	89.0	
		3回目	658	78.5	
	1期追加		60	7.3	1期初回接種終了後6月以上あけた生後90月までの者 826人
四 種 混 合 〔ジフテリア 百日せき 破傷風 ポリオ〕	1期 初回	1回目	2	0.2	生後2月～90月 838人
		2回目	59	7.0	
		3回目	142	16.9	
	1期追加		895	108.4	1期初回接種終了後6月以上あけた生後90月までの者 826人
三 種 混 合 〔ジフテリア 百日せき 破傷風〕	1期 初回	1回目	0	0.0	生後2月～90月 838人
		2回目	0	0.0	
		3回目	0	0.0	
	1期追加		1	0.1	1期初回接種終了後6月以上あけた生後90月までの者 826人
二 種 混 合 〔ジフテリア 破傷風〕	2期		980	86.7	小学校6年生 1,130人

予 防 接 種 名		被接種者数	接種率	接 種 対 象 者 当該年度に新規に対象者に該当した人数
麻しん風しん混合	1 期	693	76.7	生後 12 月～24 月 903 人
麻しん単独		0	0.0	
風しん単独		0	0.0	
麻しん風しん混合	2 期	904	94.8	小学校就学前の 1 年間（保育園・幼稚園の年長児） 954 人
麻しん単独		0	0.0	
風しん単独		0	0.0	
B C G	法に基づく接種	780	93.1	生後 12 月に達するまでの者 838 人
	法に基づかない接種	0	0.0	
子宮頸がん	1 回目	391	66.0	12 歳になる年度から 16 歳になる年度末までの者 592 人
	2 回目	339	57.3	
	3 回目	145	24.5	
子宮頸がん (キャッチアップ接種)	1 回目	1,064	24.6	平成 9 年 4 月 2 日から高校 2 年生相当になる年度生まれの女性のうち未接種者 4,333 人
	2 回目	1,022	23.6	
	3 回目	980	22.6	
水痘	1 回目	806	97.6	1 歳から 3 歳未満 826 人
	2 回目	841	101.8	
風しんの第 5 期	抗体検査 予防接種	268 50	0.5	昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日生まれの男性のうち未受診者 9,115 人
高齢者インフルエンザ		15,342 人	59.4%	満 65 歳以上及び満 60 歳以上で心臓、腎臓、呼吸器の機能障害で日常生活が極度に制限される者 25,830 人
高齢者コロナウイルス		5,643 人	21.8%	満 65 歳以上及び満 60 歳以上で心臓、腎臓、呼吸器の機能障害で日常生活が極度に制限される者 25,830 人

- (注) 1 日本脳炎は、平成 17 年 5 月 30 日厚生労働省から日本脳炎ワクチン接種の積極的勧奨を差し控えるよう勧告があり、平成 22 年 4 月 1 日から再開した。未接種者の救済のため、対象者を平成 7 年 4 月 2 日生以降に拡大した。
- 2 平成 18 年 4 月 1 日から、BCG 予防接種で医学的理由により生後 6 月に達するまでに接種が不適当であると判断された者について、生後 6 月から生後 1 歳に達するまでに接種する場合は、東海市が実施する法定外予防接種として公費負担で接種できることとなった。
- 3 平成 20 年 4 月 1 日から麻しん又は風しんの予防接種に際して、いずれかにすでに罹患していれば、罹患していない方の単独ワクチンを用いても、麻しん風しん混合ワクチンを使用してもよい。
- 4 平成 24 年 8 月 31 日をもって、生ポリオワクチンの定期予防接種が終了となった。
- 5 平成 24 年 9 月 1 日から、不活化ポリオ予防接種が定期予防接種となった。
- 6 平成 24 年 11 月 1 日から、四種混合予防接種が定期予防接種となった。
- 7 平成 25 年 4 月 1 日から、ヒブ及び小児用肺炎球菌及び子宮頸がん予防接種が定期予防接種となった。
- 8 平成 25 年 6 月 14 日厚生労働省から子宮頸がん予防接種の積極的勧奨の差し控えの勧告があり、接種者数の減となった。
- 9 平成 26 年 10 月 1 日から、水痘予防接種が定期予防接種となった。経過措置として 26 年度のみ 3 歳～就学前までの者を定期対象者とあわせて公費負担を実施した。
- 10 平成 26 年度から、三種混合予防接種は、四種混合予防接種が不可能な場合のみ実施となった。
- 11 平成 28 年 10 月 1 日から、B 型肝炎予防接種が定期予防接種となった。

- 12 平成 31 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで、風しんの定期接種の機会が無かった昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日生まれの男性を対象に風しんの抗体検査を実施し、十分な抗体がない者に対し予防接種を実施。令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで、延長実施することとなった。（風しんの第 5 期）
- 13 令和 2 年 10 月 1 日から、ロタウイルス予防接種が定期予防接種となった。
- 14 令和 3 年 11 月 14 日厚生労働省から子宮頸がん予防接種の積極的勧奨が再開となった。
- 15 令和 4 年 4 月 1 日から子宮頸がん予防接種の積極的な勧奨の差し控えにより接種機会を逃した女性を対象にキャッチアップ接種を開始した。（令和 4 年度から令和 6 年度まで実施。）
- 16 令和 5 年 4 月 1 日から、子宮頸がん予防接種（シルガード 9）が定期予防接種となった。
- 17 令和 6 年 4 月 1 日から、5 種混合予防接種が定期予防接種となった。
- 18 令和 6 年 10 月 1 日から、新型コロナウイルス感染症予防接種が 65 歳以上の者等を対象とした定期予防接種となった。

☆ 市外予防接種費補助

平成 19 年 4 月から、市外の医療機関で接種する場合の費用の補助を開始。

平成 26 年 4 月から、愛知県広域予防接種を開始。県外の医療機関等で接種の場合は従来通り費用の補助を継続。

補 助 額 市が市内の委託医療機関と契約している単価を限度として接種に必要な金額
実 績

年度	愛知県広域予防接種	県外接種の補助	
		子どもの予防接種	成人の予防接種
令和 6 年度	2,842 件	138 件	65 件

☆ 肺炎球菌ワクチン予防接種

平成 20 年 11 月から平成 26 年 9 月まで、満 70 歳以上の者（認定申請日現在）で、市税を滞納していない者に対して、高齢者の肺炎球菌ワクチン予防接種費補助事業を実施。

予防接種法の改正により平成 26 年 10 月から定期予防接種になった。

内 容 高齢者が重症化しやすい肺炎を予防するため、その主な原因となる肺炎球菌の予防接種費用の一部を助成し、高齢者の健康の保持増進を図る

対 象 者 ア 予防接種法の対象者：接種日時点で 65 歳となる者、60 歳以上 65 歳未満の厚生労働省で定める障害のある者

イ 東海市任意接種対象者：アに該当しない 66 歳以上の者

自己負担額 1,100 円

実 績

年 度	件 数
令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月	192 人
令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月	172
令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月	214

☆中学生・高校生等インフルエンザ予防接種費補助

内 容 平成 29 年 10 月から、進学、就職等人生の大切な節目を迎える中学 3 年生、高校 3 年生等の者が受ける場合の費用を補助する。

限度額 3,000 円

実 績 1,057 件

☆ おたふくかぜ予防接種費用の一部助成

内 容 令和 4 年 4 月から、1 歳及び 2 歳児の未接種者を対象に費用を助成する。
なお、令和 4 年度のみ 2 歳となる年度末までの未接種児を対象とした。

限度額 2,000 円

実 績 市内医療機関委託：727 件

☆ 子宮頸がん予防接種の任意接種者に対する交付金の助成

内 容 令和 4 年 7 月から、積極的勧奨の差控えにより定期接種の機会を逃し、任意で子宮頸がん予防接種をした場合の費用を助成する。

補助額 交通費、宿泊費、書類の発行に要した費用等を除く任意接種に要した金額（上限 17,310 円）

令和 4 年度実績 48 件

令和 5 年度実績 1 件

令和 6 年度実績 0 件

☆ 結核予防事業

・結核健康診断（レントゲン撮影）

区 分 年 度	対 象 者	受 診 者	被 発 見 者
令和 4 年度	94,101 人	9,417 人	0 人
令和 5 年度	93,980 人	9,066 人	0 人
令和 6 年度	93,920 人	8,804 人	0 人

☆ 带状疱疹予防接種費用の一部助成

内 容 令和 5 年 4 月から、満 50 歳以上の未接種者を対象に費用を助成する。
なお、令和 6 年度から接種促進を目的として、不活化ワクチンの助成額を引き上げたもの。

限度額 生ワクチン：3,000 円/回 不活化ワクチン：10,000 円/回

実 績

区 分 年 度	ワクチン名・回数		件数
令和 5 年度	生ワクチン（ビケン）		356 件
	不活化ワクチン（シングリックス）	1 回目	507 件
		2 回目	430 件
令和 6 年度	生ワクチン（ビケン）		135 件
	不活化ワクチン（シングリックス）	1 回目	607 件
		2 回目	613 件

⑦ 健康被害予防事業

☆ 健康相談事業

全市民を対象に慢性閉塞性肺疾患に関する相談・指導を行う。また、アレルギーへの不安をなくすため、食物アレルギーの正しい知識普及のための講話を行う。

(1) アレルギー予防相談 2 回 7 人

(2) 後期離乳食講習会 12 回 220 組

(3) 健康相談 24 回 81 人

(4) アレルギー予防講座 4 回 37 組

(5) 呼吸楽々ニュースレターの送付：9 月に特定疾病のある 405 人へ普及啓発・相談事業の案内を通知。

(6) ぜんそくのお子さんと保護者のためのセルフケア体験会 1 回 6 組

☆ 健康診査事業

内 容 1歳6か月児健診受診者にアレルギー及びぜん息についての健康診査を行い、必要な乳幼児に対して指導を行う。

場所・回数 保健福祉センター・年24回

指導者数 595人

☆ 療養用具貸付事業

内 容 慢性閉塞性肺疾患（慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、肺気腫及びこれらの続発症）患者で在宅療養者に対し、療養用具を貸付ける。

貸付状況 吸入器 2台

⑧ 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業

内 容 日常生活を営むのに支障がある小児慢性特定疾患児に日常生活用具を給付する。

対 象 者 日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾患児

給付種目 便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車いす、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム、ネブライザー、パルスオキシメーター、ストーマ装具（消化器系・尿路系）人工鼻

給付状況 令和元年度 2件（人工鼻、電気式たん吸引器）、令和2年度 2件（人工鼻、特殊寝台）、令和3年度 3件（特殊寝台、特殊マット、人工鼻）、令和4年度 1件（人工鼻）、令和5年度 1件（人工鼻）、令和6年度 1件（人工鼻）

⑨ 小児・若年がん患者在宅療養支援補助事業

内 容 がんの治癒を目的とした治療が行われない40歳未満の末期がん患者の方が、住み慣れた自宅で安心して療養生活を送れるよう、介護サービスや福祉用具に係る費用の一部を補助する。

対 象 者 がんの治癒を目的とした治療が行われない40歳未満の末期がん患者の方

給付種目 訪問介護・訪問入浴介護等の在宅サービス利用料、福祉用具貸与（レンタル）に係る費用、福祉用具購入にかかる費用

給付状況 令和5年度 1件（介護ベットのレンタル）、令和6年度 0件

⑩ がん患者医療用補整具購入費補助事業

内 容 薬物療法・放射線治療法による脱毛や手術療法による乳房切除等のがん治療により、外見の変化による身体的・精神的な負担や社会生活上の不安を持つがん患者の方に、ウィッグや乳房補整具の購入した費用の一部を補助する。

対 象 者 がん患者で医療用補整具を購入した者

補助割合 ア 医療用ウィッグ購入に要した本人負担額に1/2を乗じた額

ただし、1件当たり2万円を上限

イ 乳房補整具購入に要した本人負担額に1/2を乗じた額

ただし、1件当たり2万円を上限

補助状況

年 度	ウィッグ補助件数	補整具補助件数
令和5年度	29件	10件
令和6年度	35件	14件

⑪ 献血推進事業

内 容 博愛心の高揚を図り、供給する献血血液を確保して市民相互の扶助及び健康な市民生活の確保に寄与することを目的に、コミュニティが中心となり地域12グループからなる献血推進協議会を組織し、実施している。

対 象 者 市民（16歳～64歳、ただし、60歳から64歳までに献血経験があれば69歳まで献血可能。）

事業実績（地域）

年度	献 血 者 数 単位：人、（割 合）			
	200 ml	400 ml	計	1回当たりの平均
令和4年度	1 (0.3%)	3 1 4 (99.7%)	3 1 5 (100.0%)	28.6
令和5年度	5 (1.6%)	3 0 7 (98.4%)	3 1 2 (100.0%)	28.4
令和6年度	8 (2.5%)	3 0 6 (97.5%)	3 1 4 (100.0%)	31.4

※令和6年度は10会場、その他の年度は11会場での実施です。

⑫ 骨髄提供者助成事業

目 的 骨髄又は末梢血幹細胞の提供を完了した者及び骨髄提供者が勤務する国内の事業所に対し、東海市骨髄等提供者等支援交付金を交付することにより、骨髄等の移植の推進を図ることを目的とする。

対 象 者 市税を滞納していない者のうち、以下のア、イに掲げるもの。

ア 骨髄等の採取をした日に市内に住所を有する骨髄提供者

イ 交付対象骨髄等提供者（個人事業主を除く。）が勤務している国内の事業所のうち、当該交付対象骨髄等提供者が指定したもの（国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人及び公立大学法人を除く。）

事業実績

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
骨髄提供者数	2人	0人	0人
勤務事業所数	1事業所	0事業所	0事業所

⑬ 特定健康診査及び特定保健指導

☆ 特定健康診査・後期高齢者健康診査（令和6年度）

実 施 期 間 6月から10月、追加実施2月

実 施 方 法 個別医療機関方式（市内医療機関に委託）

事業	対象	対象者	受診者	受診率
特定健康診査	40歳以上75歳の国民保険健康保険被保険者（年度末年齢）	12,651人	6,281人	49.6%
後 期 高 齢 者 健 康 診 査	75歳以上の後期高齢者医療制度被保険者	15,141	8,158	53.9
健康増進法による健康診査	40歳以上の生活保護受給者等無保険者	711	134	18.8

*検査項目にクレアチニン・尿酸を追加（平成25年度）

☆ 特定保健指導（令和6年度）

対 象 者 特定健康診査の結果により保健指導が必要である者
 実 施 期 間 7月から3月
 実 施 方 法 初回面接後、2週間後、1か月後、3か月後に個人面接

令和6年度特定保健指導対象者

	対象者数	初回面接者	継続支援者 (延)	評価面接者
全 体	636 人	247 人	65 人	193 人
積 極 的 支 援	156	44	65	29
動機付け支援	480	203	0	164

上記以外にフレッシュ健診による保健指導対象者 45 名うち 17 名に保健指導を実施

令和5年度特定保健指導最終結果（法定報告数値）

	対象者数	初回面接者	利用率	終了者	終了率
全 体	654 人	284 人	43.4%	256 人	39.1%
積 極 的 支 援	159	59	37.1	40	25.2
動機付け支援	495	225	45.5	216	43.6

⑭ 糖尿病悪化予防事業

内 容 糖尿病に焦点をあて、正しい知識の普及啓発を図るとともに、かかりつけ医と連携し、保健指導を行い、病状の悪化の軽減を図る。

☆ 糖尿病予防講演会

対 象 者 一般市民
 内 容 糖尿病の重症化予防（合併症予防）についての講演会を行う。
 参加者 136人

☆ 保健指導プログラム

対 象 者 令和5年度 特定健康診査受診者のうち、ヘモグロビン A1c が 6.5%または、空腹時血糖が 126 mg/dℓ以上かつ尿蛋白が（±）以上の方又は令和4年度の健診結果で同条件かつ eGFR が 45 から 60 に該当する者（国保）、ヘモグロビン A1c が 7.0%かつ尿蛋白が（±）以上の方（後期）

内 容 参加者は、6 カ月間の糖尿病予防保健指導プログラムに参加し、糖尿病性腎症の病態を学び、食生活や日常生活についての個別の保健指導を受ける。プログラム参加前から、かかりつけ医と連携し、腎機能検査の結果や保健指導の状況をかかりつけ医に報告し、情報を共有する。

参 加 者 国保 19 人、後期 11 人

☆ 保健指導プログラムフォロー相談

対 象 者 令和5年度 保健指導プログラムに参加した方
 内 容 栄養士が面接を行い、継続支援を実施する。市内医療機関にて尿中微量アルブミン検査と eGFR 値検査を実施し、検査結果はかかりつけ医へ報告するとともに、糖尿病性腎症のステージを確認し、経過データをとる。

参 加 者 19 人

☆ 栄養なんでも相談

対 象 者 糖尿病をはじめ疾病について栄養指導を希望される方
 内 容 栄養士が面接を行い、生活改善のサポートを行う。
 参 加 者 12 回 32 人

☆ 受診勧奨

対 象 者 令和5年度特定健康診査を受診した方で、血圧、血糖に関して受診勧奨判定値以上であるにも関わらず医療機関未受診の方
 内 容 受診勧奨の通知を郵送する。その後、3か月後に再度レセプトを確認し、未受診の方へは電話等で受診を促す。
 勧奨者数 国保 血圧 152 人 血糖 78 人 （両方該当 4 人）
 後期 血糖 12 人

⑮ 救急医療対策

☆ 急病人のための在宅医（東海市一次医療）

（令和6年度分）

実 施 日	日 数	従事医療機関数
日曜、祝日及び年末年始	72日	56

☆ 病院群輪番制運営事業実施病院（知多地域二次医療）

公立西知多総合病院（東海市）、小嶋病院（東海市）、常滑市民病院（常滑市）、市立半田病院（半田市）、石川病院（武豊町）、杉石病院（武豊町）、知多厚生病院（美浜町）、渡辺病院（美浜町）

令和6年度時間外救急患者入院件数 2,643件（公立西知多総合病院分）

☆ 救急医療情報システム

医療機関 2台（小嶋病院、公立西知多総合病院）

消防本部 消防端末機 1台 計3台

☆ 救急医療情報センター案内状況

（令和6年度分）

案内先	住民等	医療機関	消 防	警 察	そ の 他	計	割 合
愛 知 県	107,873件	474件	46件	45件	7件	108,445件	100.0%
東 海 市	1,342	1	0	0	0	1,343	1.24

19 しあわせ村

① 施設の概要

所在地 東海市荒尾町西廻間2-1
 開館年月日 平成9年4月1日
 指定管理者 アイコーサービス株式会社
 駐車場 しあわせ村駐車場 216台、第3駐車場 48台

☆ 保健福祉センター

構造 鉄筋コンクリート造、地上3階地下1階建
 延床面積 6,374 m²
 施設内容 1階 ボランティアルーム、福祉団体活動室
 2階 予診・健診室、歯科指導室、歯科健診室、保健指導室、講義室
 3階 健康増進室、調理実習室、視聴覚室、研修室、相談室、会議室、和室、おもちゃ図書館
 開館時間 午前9時～午後9時
 休館日 毎月第1・3土曜日、12月29日～翌年1月3日

☆ 利用状況

区 分		令和5年度	令和6年度
保 健 福 祉 セ ン タ ー	講 義 室	16,542 人	18,834 人
	調 理 実 習 室	4,145	4,331
	視 聴 覚 室	7,684	7,373
	健 康 増 進 室	7,153	9,004
	研 修 室	6,954	6,890
	和 室	2,750	2,488
	小 会 議 室	2,909	2,731
	第 1 会 議 室	0	1,601
	第 2 会 議 室	0	524
	第 1・第 2 会 議 室	1,722	4,357
小 計		49,859	58,133
区 分		令和5年度	令和6年度
健康ふれあい 交 流 館	多 目 的 ホ ー ル	12,300 人	13,336 人
	集 会 室	6,948	5,620※1
	温 浴 室	73,754	18,370※2
	ト レ ー ニ ン グ 室	14,854	14,862
	小 計	107,856	52,188
嚶 鳴 庵		11,183	11,633
合 計		119,039	63,821

※1 健康ふれあい交流館温浴室等改修工事のため、令和6年11月1日～令和7年3月31日まで臨時休館

※2 健康ふれあい交流館温浴室等改修工事のため、令和6年7月1日～令和7年3月31日まで臨時休館

☆ 健康ふれあい交流館

構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、地上2階建
 延床面積 6,120 m²
 施設内容 1階 温浴室、多目的ホール、展望ラウンジ
 2階 エントランスホール、トレーニング室、レストラン、集会室

開館時間 午前9時～午後9時
 休館日 毎週月曜日（月曜日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日で休日でない日〔ただし、毎月第2・4月曜日は温浴室のみ午前10時～午後5時まで開館〕）、12月29日～翌年1月3日

☆ 嚶鳴庵
 構造 木造平屋建
 延床面積 161 m²
 施設内容 小間（4.5畳）、広間（8畳）、次の間（10畳）
 開館時間 午前9時～午後9時
 休館日 毎週月曜日（月曜日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日で休日でない日）、12月29日～翌年1月3日

☆ 使用料

使用時間の区分 使用施設の区分		午前	午後	夜間	午前 ・ 午後	午後 ・ 夜間	全日	
		9 : 00 ～ 12 : 00	13 : 00 ～ 17 : 00	18 : 00 ～ 21 : 00	9 : 00 ～ 17 : 00	13 : 00 ～ 21 : 00	9 : 00 ～ 21 : 00	
保健福祉センター	講義室	1, 520 円	2, 030 円	1, 520 円	3, 550 円	3, 550 円	5, 070 円	
	調理実習室	980	1, 300	980	2, 280	2, 280	3, 260	
	視聴覚室	1, 050	1, 400	1, 050	2, 450	2, 450	3, 500	
	健康増進室	830	1, 110	830	1, 940	1, 940	2, 770	
	研修室	580	770	580	1, 350	1, 350	1, 930	
	和室	360	480	360	840	840	1, 200	
	小会議室	430	580	430	1, 010	1, 010	1, 440	
	第 1 会議室	650	870	650	1, 520	1, 520	2, 170	
	第 2 会議室	650	870	650	1, 520	1, 520	2, 170	
健康ふれあい交流館	多目的ホール		5, 800	7, 740	5, 800	13, 540	13, 540	19, 340
	集会室	全使用	1 時間につき 1, 360			20 人以上の団体		
		1/2 使用	1 時間につき 680					
	区分					大人	小中学生	
	温浴室	一般	1 回券			520	260	
			回数券（11 回分）			5, 200	2, 600	
			20 人以上の団体			1 人 1 回 460	1 人 1 回	180
				高齢者・障害者			260	130
	トレーニング室	1 回券			120			
		シャワー・ 1 回			100			
嚶鳴庵	全室	1 時間につき 810						
	小間	1 時間につき 180						

（注）多目的ホールを営利目的として利用する場合は、この表に定める使用料の3倍の額（広域的利用関係市町の区域内に事業所等を有しない場合は、5倍の額）とする。

20 子育て支援

① 保育の現況

☆ 市立保育園施設一覧

(令和7年4月1日現在)

区分 保育園名	設 立 年 月	改 築 年 月	敷 地 面 積	建 物 面 積	構 造
一 番 畑	S31.1	S54.3	3,173.52 m ²	1,269.92 m ²	鉄筋コンクリート造2階建 鉄骨造平屋建
名 和	S16.7	移転新築 H21.4	5,300.03	1,838.91	鉄筋コンクリート造2階建
名 和 東	S46.4	-	2,769.61	934.83	鉄骨造平屋建
渡 内	S48.4	-	4,657.83	1,068.98	鉄筋コンクリート造2階建
平 洲	S27.4	S52.3	2,414.96	1,272.77	鉄筋コンクリート造2階建
木 庭	S51.4	-	2,523.99	969.08	鉄筋コンクリート造2階建
み どり	S49.4	-	2,964.76	940.52	鉄筋コンクリート造2階建
明 倫	S45.4	-	4,132.41	969.16	鉄骨造平屋建
富 木 島	S31.1	S61.3	2,803.77	1,137.94	鉄筋コンクリート造2階建
東 山	S49.4	-	2,975.19	1,266.34	鉄筋コンクリート造2階建 鉄筋コンクリート造平屋建 鉄骨造平屋建
大 田	S50.4	移転新築 R 5.4	5,073.15	1,889.61	鉄筋コンクリート造2階建
高横須賀	S29.11	S55.3	1,997.75	1,198.55	鉄筋コンクリート造3階建
横 須 賀	S33.4	H22.7	3,146.31	1,414.72	鉄筋コンクリート造2階建 鉄骨造2階建 鉄筋コンクリート造平屋建
養 父	S41.4	S49.4	3,133.86	1,161.53	鉄筋コンクリート造2階建 鉄骨造平屋建
加 木 屋	S36.8	S53.3	3,799.26	1,438.10	鉄筋コンクリート造3階建 鉄骨造平屋建
三 ツ 池	S49.4	-	3,192.13	1,243.35	鉄筋コンクリート造2階建
大 堀	S44.1	移転新築 H26.1	4,965.97	1,762.07	鉄筋コンクリート造2階建 鉄筋コンクリート造平屋建
加木屋南	S45.4	-	4,811.47	781.12	鉄骨造平屋建
合 計	-	-	63,835.97	22,557.50	-

☆ 市立保育園園児数

(令和7年4月1日現在)

	定 員	園 児 数							早 朝 保 育 人 員
		5歳児	4歳児	3歳児	2歳児	1歳児	0歳児	合 計	
一 番 畑	200人	33人	22人	35人	28人	8人	-人	126人	28人
名 和	200	39	35	40	20	18	2	154	50
名 和 東	100	13	12	6	-	-	-	31	6
渡 内	211	29	27	42	21	14	2	135	34
平 洲	180	33	42	30	18	9	-	132	37
木 庭	125	14	19	20	18	13	1	85	11
み どり	115	10	9	10	11	9	3	52	16
明 倫	130	25	13	14	18	8	-	78	13
富 木 島	115	22	23	19	17	8	2	91	16
東 山	210	32	30	35	29	14	2	142	42
大 田	232	57	58	41	18	11	-	185	67
高横須賀	165	26	29	22	25	7	-	109	41
横 須 賀	112	19	14	18	10	12	1	74	17
養 父	153	21	8	23	16	10	1	79	20
加 木 屋	232	50	32	39	25	12	1	159	52
三 ツ 池	161	20	18	23	17	10	-	88	27
大 堀	206	45	38	37	22	16	3	161	49
加木屋南	119	18	13	9	11	-	-	51	8
合 計	2,966	506	442	463	324	179	18	1,932	534

(注) 各年齢別の人員は令和7年3月31日現在の年齢

☆ 市立保育園職員数

(令和7年4月1日現在)

区分 保育園名等	職 員 数									
	指 導 保育士	主 幹	園 長	主 任 保育士	副主任 保育士	保育士	調理員	看護師	栄養士	計
一 番 畑	人 -	人 -	人 1	人 1	人 7	人 9	人 -	人 -	人 -	人 18
名 和	-	-	1	2	7	9	-	1	-	20
名 和 東	-	-	1	1	1	5	-	-	-	8
渡 内	-	-	1	1	7	9	-	1	-	19
平 洲	-	-	1	1	5	10	-	-	-	17
木 庭	-	-	1	1	3	3	-	1	-	9
み ど り	-	-	1	1	3	6	-	1	-	12
明 倫	-	-	1	1	6	4	-	-	-	12
富 木 島	-	-	1	1	4	7	-	1	-	14
東 山	-	-	1	2	4	9	-	1	-	17
大 田	-	-	1	2	6	13	3	1	-	26
高横須賀	-	-	1	1	7	6	-	-	-	15
横 須 賀	-	-	1	1	2	7	-	1	-	12
養 父	-	-	1	1	3	5	-	1	-	11
加 木 屋	-	-	1	2	5	11	-	1	-	20
三 ツ 池	-	-	1	1	3	5	-	1	-	11
大 堀	-	-	1	2	7	11	-	1	-	22
加 木 屋 南	-	-	1	1	2	6	-	-	-	10
幼児保育課	1	-	-	1	-	-	-	-	2	4
こども課	-	1	-	3	2	1	-	-	-	7
合 計	1	1	18	27	84	136	3	12	2	284

(注) 正規職員（再任用職員を除く）及びそれに代わる会計年度任用職員の数とする

☆ 3歳未満児保育

対 象 者 生後3か月以上3歳未満の乳幼児

実施保育園 0歳児保育 名和、渡内、木庭、みどり、富木島、東山、大田、横須賀、養父、加木屋、三ツ池、大堀
1歳児保育 一番畑、名和、渡内、平洲、木庭、みどり、明倫、富木島、東山、大田、高横須賀、横須賀、養父、加木屋、三ツ池、大堀
2歳児保育 一番畑、名和、渡内、平洲、木庭、みどり、明倫、富木島、東山、大田、高横須賀、横須賀、養父、加木屋、三ツ池、大堀
加木屋南

☆ 延長保育

延 長 時 間 月～土 午後4時～午後7時

実施保育園 全保育園

使 用 料 月額 0円～900円（階層区分により変動）

☆ 早朝保育

早 朝 時 間 月～土 午前7時30分～午前8時

実施保育園 全保育園

使 用 料 月額 700円

☆ 特別支援保育

特別支援を要する3・4・5歳児の児童

実施保育園 一番畑、名和、渡内、平洲、明倫、富木島、東山、大田、

園 名	特別支援児数	園 名	特別支援児数
一 番 畑	10人	大 田	16人
名 和	9	高 横 須 賀	13
渡 内	16	横 須 賀	10
平 洲	10	加 木 屋	15
明 倫	11	三 ツ 池	7
富 木 島	7	大 堀	18
東 山	6	計	143

高横須賀、横須賀、加木屋、三ツ池、大堀

（令和7年4月1日現在）

☆ 一時的保育

(1) 非定型的保育

内 容	保護者の就労、職業訓練、就学等の理由により、断続的に保育が必要な幼児に対する保育
対 象 者	保育園などに入園していない満1歳から小学校入学前の幼児
実施保育園	みどり保育園
保 育 時 間	午前8時から午後6時までの必要な時間
保 育 期 間	1週につき3日以内において保育を必要とする期間

(2) 緊急一時保育

内 容	保護者の疾病等により緊急かつ一時的に保育が必要な幼児に対する保育
対 象 者	保育園などに入園していない満1歳から小学校入学前の幼児
実施保育園	全保育園(定員の範囲)
保 育 時 間	午前8時から午後6時までの必要な時間
保 育 期 間	1月のうち14日以内において保育を必要とする期間

(3) 実施状況

(令和6年度)

年 齢 児	非定型的保育		緊急一時保育	
	利用人員	延保育日数	利用人員	延保育日数
1 歳 児	39 人	325 日	149 人	149 日
2 歳 児	27	207	44	44
3 歳 児	0	0	1	1
4 歳 児	0	0	0	0
5 歳 児	0	0	0	0
計	66	532	194	194

※利用人員は月別で計上

(4) 使用料	1歳児	日額	2,000	円
	2歳児	日額	1,900	円
	3歳児	日額	1,100	円
	4歳以上児	日額	1,000	円

☆ 病児・病後児保育

内 容	病気で集団保育ができない児童の一時的保育
対 象 者	生後6か月～小学校3年生
時 間	午前8時から午後7時まで
場 所	公立西知多総合病院 院内保育所 病児・病後児保育室
保護者負担額	日額3,000円(食事代は別途自己負担)

☆ 保幼一体化施策

内 容	「保・幼・こ」の教育内容の一体化、カリキュラムの統一 東海市教育指針
-----	---------------------------------------

☆ 第2子以降の保育料等無料化

内 容 子どもを2人以上養育している世帯に対し、全年齢児の第2子以降の保育料（3歳以上児については副食材料費）を無料化する

② 私立保育・教育の現況

☆ 私立認可保育・教育施設

(令和7年4月1日現在)

施設種類	保育所等名	設立年月	敷地面積	建物面積 (専有部分)	定員数	園児数
保育所	エチュード 上野台	H30.4	※ 2,870.08 m ²	404.73 m ²	38 人	31 人
〃	きだっこえん	R 5.4	※ 1,379.70	392.84	30	19
〃	Memorytree 社山保育園	R 6.4	1,001.17	674.21	90	71
幼保連携型 認定こども園	葵名和幼稚園	H30.4	4,842.56	2,929.53	297	248
〃	明佳幼稚園	R 2.4	4,639.08	1,797.29	355	255
小規模 保育事業	Memorytree 名和北保育園	H28.10	374.65	92.55	19	17
〃	Memorytree 太田川保育園	H30.4	495.00	169.73	19	14
〃	荒尾サン フレンズ保育園	H30.4	389.00	140.77	19	16
〃	加木屋町サン フレンズ保育園	H31.4	897.16	140.77	19	11
〃	Memorytree 名和町保育園	H31.4	746.03	145.42	19	17
〃	Memorytree 伏見保育園	H31.4	509.00	162.00	19	15
〃	はな保育室 たかよこすか	R 2.4	※ 788.30	130.96	19	14
〃	名和駅前サン フレンズ保育園	R 2.4	※ 1,762.00	152.38	19	14
〃	めいてつ保育ステー ジョン大池公園ぽぽ園	R 3.4	※ 10,657.64	165.33	19	16
〃	はな保育室 かぎや	R 3.4	436.82	144.24	19	14
〃	Memorytree 名和寺徳保育園	R 4.4	790.00	95.78	19	14

(注) 1 葵名和幼稚園及び明佳幼稚園の園児数については、市内児童のみ

2 ※については、他事業等を含む施設等全体の面積を記載

☆ 私立幼稚園

(令和7年5月1日現在)

施設種類	区 分	設立年月	敷地面積	建物面積	学 級 数	園 児 数
幼稚園 (私学助成)	東海めぐみ	S39.4	2,306 m ²	1,189 m ²	9 学級	257 人
〃	上 野 台	S41.9	9,091	3,138	12	308
〃	雨 尾	S44.4	2,129	2,766	7	180

③ 児 童
☆ 児童館

(令和 7 年 4 月 1 日現在 13 館)

施 設 名	所 在 地	構 造	建 物 面 積 (㎡)	開 所 年 月
名 和	名和町塚森 25	鉄筋コンクリート造 2 階建	348.85	S 52. 3
名 和 東	名和町戸石 48-10	鉄筋コンクリート造 2 階建	344.84	S 57. 3
泉	荒尾町泉 3	鉄筋コンクリート造一部 2 階建	340.09	S 47. 3
平 洲	荒尾町畑田 43-1	鉄筋コンクリート造 2 階建	339.78	S 51. 3
明 倫	富木島町貴船 16-7	鉄筋コンクリート造 2 階建	340.00	S 53. 3
富 木 島	富木島町西山田 1-13	鉄骨造 2 階建	358.12	S 50. 4
姫 島	富木島町森前 2	鉄筋コンクリート造 2 階建	332.00	S 55. 3
大 田	大田町東畑 1141	鉄筋コンクリート造 2 階建	336.00	S 53. 3
公 家	高横須賀町公家 5-1	鉄筋コンクリート造 2 階建	328.22	S 56. 3
養 父	養父町宮山 17-1	鉄骨造 3 階建	633.98	S 48. 3
加 木 屋	加木屋町仲新田 43-1	鉄筋コンクリート造一部 2 階建	305.04	S 49. 3
三 ツ 池	加木屋町三ツ池 12-74	鉄筋コンクリート造平屋建	331.06	S 46. 1
加木屋南	加木屋町南鹿持 28-1	鉄筋コンクリート造 2 階建	343.45	S 54. 3

* 富木島児童館は、平成 20 年 5 月 27 日移転

* 養父児童館は、平成 30 年 4 月 1 日移転

☆ 児童遊園・ちびっこ広場

(令和7年4月1日現在)

区 分		児 童 遊 園		ちびっこ広場	
		設置数	面 積	設置数	面 積
市有地	こども課所管	3	2,464.49 m ²	40	30,583.79 m ²
	他課の所管	-	-	2	1,087.44
私有地		2	924.06	19	9,873.07
その他		-	-	1	48.00
合 計		5	3,388.55	62	41,592.30

☆ 優良児童生徒顕彰式

目 的 心身ともに健やかで他の模範となる優良児童生徒を表彰し、児童福祉思想の普及と高揚を図る。

☆ 児童援護扶助費

適 用 者 愛知県遺児手当支給規則第2条第1項第1号から第7号までのいずれかに該当し、18歳以下の児童を養育している方。ただし、養育者・児童とも東海市に住所を有する方に限る。

支 給 額 児童1人につき 月額3,500円

☆ 家庭児童相談

内 容 家庭児童専門員が、家庭における児童の養育や家庭の人間関係などに関する
悩みに個別対応。

実 績

相 談 内 容	令和 5 年度	令和 6 年度
養護相談		
児童虐待相談（児童虐待防止法第 2 条）	154	88
その他の相談	99	108
保健相談		
保健相談	0	1
障害相談		
肢体不自由等障害相談	7	18
非行相談		
ぐ犯行為等相談	0	3
触法行為等相談	0	0
育成相談		
性格行動相談	13	9
不登校相談	17	22
適性相談	1	0
育児・しつけ相談	10	16
その他①		
児童相談でいずれにも該当しないもの	82	59
その他②		
児童相談に該当しないもの（DV 等）	19	4
計	402	326

☆ 子育て短期支援事業

目 的 児童を養育している家庭の保護者が、疾病その他の理由により若しくは恒常的に夜間にわたる仕事等により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合、又は経済的問題等により緊急一時的に保護する必要がある場合に当該児童等を児童福祉施設において養育及び保護することにより児童福祉の向上を図る。

・ 短期入所生活援助事業

対 象 者 保護者の病気、出産、事故等で児童の養育が一時的に困難となった児童や経済的問題等により緊急に保護を必要とする母子

利 用 期 間 原則として 7 日以内

手 数 料	2 歳未満の者又は 18 歳未満の慢性疾患の者	1 日	5,350 円
	2 歳以上 18 歳未満の者（慢性疾患の者を除く。）	1 日	2,750 円
	18 歳未満の者の母	1 日	750 円

- ・ 夜間養護等事業

対 象 者 保護者の仕事等が恒常的に夜間にわたる場合や、休日に不在の場合等で
児童の養育が困難な家庭の児童

利 用 期 間 原則として6か月以内

- (1) 夜間養護事業

利 用 時 間 原則として午後6時から午後10時までの4時間

手 数 料 1日 750円

- (2) 休日預かり事業

利 用 時 間 原則として午前9時から午後5時まで

手 数 料 1日 1,350円

- ☆ 障がい児通所給付

- ・ 児童発達支援

内 容 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応
訓練、その他必要な支援を行う。

対 象 者 療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学
の障がい児

- ・ 医療型児童発達支援

内 容 児童発達支援及び治療を行う。

対 象 者 肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要
であると認められた障がい児

- ・ 放課後等デイサービス

内 容 生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援
を行う。

対 象 者 学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学しており、授業の終了後又は休業日
に支援が必要と認められた障がい児

- ・ 保育所等訪問支援

内 容 障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な
支援を行う。

対 象 者 保育所、幼稚園、学校その他児童が集団生活を営む施設に通う障がい児で
あって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障がい児

- ☆ 就学前障がい児福祉給付金支給制度

児童発達支援の利用者の負担軽減のため、施設利用負担（原則1割）と食費実費負担に関する
費用を世帯の収入に応じた負担となるようにする制度。

- ☆ 在宅障がい児訪問理美容サービス事業

内 容 理容所及び美容所等に出向くことができない障がい児に対し、在宅訪問理美容サービ
ス事業を実施することにより、保健衛生の増進及び在宅介護者の負担の軽減を図る。

対 象 者 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、障がいの程度が下肢又は体幹機能障
がい1級若しくは2級に該当し、かつ、常時寝たきり等の理由により自ら理容所等へ
出向くことが困難な18歳未満の児童

助 成 額 1回あたり5,000円（利用者負担は500円）
年間最大6回まで（最大30,000円を助成）、ただし、年度途中の申請は、残りの月数に
2分の1を乗じて得た回数（端数切り上げ）となるもの

④ 子育て総合支援センター

☆ 施設の概要

所在地 大田町後田 1158 番地
 床面積 824.99 m²
 開館年月日 平成 23 年 4 月 1 日
 開館時間 午前 9 時～午後 4 時
 休館日 ア 月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い日で休日でない日）
 イ 年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

☆ 利用状況

区分	令和 5 年度	令和 6 年度
プレイルーム、えほん館	25,947 人	28,930 人
幼児一時預り	729	919

☆ 地域子育て支援センター事業

内 容 ・子育て広場開催事業

プレイルーム（3 か月～未就学児対象）休館日を除く毎日
 誕生会（3 歳以下対象） 12 回
 ねんね広場（3 か月～7 か月対象） 11 回
 よちよち広場（8 か月～11 か月対象） 11 回
 にこにこ広場（1 歳対象） 11 回
 のびのび広場（2・3 歳対象） 6 回
 さんさん広場（多胎児対象） 12 回
 パパ広場 3 回
 ・親子発達支援教室
 なごみんルーム 12 回
 ころころルーム 22 回
 ・育児支援親子教室（親子保育園）
 Babyベビー（4 か月～9 か月頃） 12 回
 ベビーらんらん（10 か月頃～1 歳 5 か月） 12 回
 らんらん（1 歳 6 か月～就園前対象） 12 回
 ・えほん館読み聞かせ事業
 えほん館で絵本の読み聞かせ 毎日午前 1 回実施
 絵本読み聞かせ講座（1 回）
 ・子育てサークル育成事業
 子育てサークル活動（市内児童館）
 子育てサークル新規募集の会（1 回）
 子育てサークル交流会（1 回）
 ・育児講座開催事業
 育児講座（1 回）
 ・初めての子育て支援センター体験会（子育て支援センター ねんね広場開催時）
 ・子育て支援プログラム推進事業
 子育て講演会（1 回）
 プログラム 1 クール

☆ ファミリー・サポート・センター事業

内 容	子育ての手助けをしてほしい人と子育ての手伝いをしたい人が会員となり、会員同士で一時的に子育ての援助をすることで、仕事と育児の両立を支援する。
活 動 時 間	午前 7 時～午後 9 時
報 酬	1 時間当たりの報酬基準額 平日 600 円 土日祝 700 円
会 員 数	419 名 (令和 7 年 4 月 1 日現在) 内訳：依頼会員 309 名、提供会員 96 名、両方会員 14 名
活 動 実 績	342 件 (令和 6 年度延べ件数)
そ の 他	交流会及び講習会 (2 回)

☆ 幼児一時預り事業

内 容	保護者が何らかの事情で子どもを保育できない時に、一時的にその子どもを預かり保育する。
対 象 者	満 1 歳から未就学児
時 間	午前 9 時～午後 7 時 (予約制)
定 員	10 名
料 金	1 時間 730 円 (以後 30 分毎に 360 円を加算)

☆ 養育支援訪問事業

内 容	積極的に支援を求めることが困難な家庭で、安定した児童の養育が可能になるように訪問による支援を行う。
対 象 者	18 歳未満の児童を養育する家庭で、養育支援を必要とする家庭
訪問支援員	保健師、保育士、助産師
訪問対象数	15 件
延べ訪問数	183 件

☆ 子育てサービス利用者支援事業(子育て相談窓口)

内 容	子育ての悩み、心配、不安などの相談を受けると共に、個別の子育て家庭のニーズを把握し、適切な施設・事業等を円滑に利用できるように支援する。 また、関係機関等との連絡調整等を実施する。 子育て相談電話、窓口受付 (火～日曜日 午前 9 時～午後 5 時)
-----	---

☆ 訪問型子育て支援事業(ママ応援事業)

内 容	出産後から満 1 歳までの子どもがいる家庭を対象に、有償ボランティアが訪問し、親に寄り添いながら一緒に育児・家事を行うことにより、核家族化による出産後の育児困難・負担感の軽減及び孤立化防止を図る。
活 動 時 間	子育て総合支援センターの開館日 午前 9 時～午後 5 時
報 酬	1 時間当たりの報酬基準額 800 円
活 動 実 績	33 件 (令和 6 年度延べ件数)

☆ 妊婦等包括相談支援事業

内 容	妊産婦やそのパートナーに対し、出産・育児等の見通しを立てるための面談やその後の継続的な情報発信、随時の相談受付等を行うことを通じて、対象者に寄り添い、必要な資源につながるよう支援する。
対 象	・妊娠 8 か月相談 妊娠 8～9 か月の妊婦及びそのパートナーで相談を希望する市民 ・生後の面談 生後 4 か月までの乳児を養育する市民及びそのパートナー

⑤ 北部子育て支援センター

☆ 施設の概要

所在地 名和町池西 45 番地の 1 (名和保育園併設)

床 面 積 232.86 m^2

開館年月日 平成21年4月1日

開館時間 午前9時～午後4時

休 館 日 土・日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）

☆ 利用状況

区分	令和 5 年度	令和 6 年度
ほくほくルーム	7,775 人	6,765 人

☆ 地域子育て支援センター事業

内 容 ・ 子育て広場開催事業

ほくほくルーム (常設広場 3 か月～未就学児対象)

にこにこ広場（1歳対象） 11回

のびのび広場（2・3歳対象） 11回

・親子発達支援教室

りすさんルーム（1・2歳の親子） 概ね週1回（9～3月）20回

うさぎさんルーム（2歳～就園前親子） 概ね週1回 31回

ぞうさんルーム（2歳～就園前親子） 概ね週1回 27回

・子育てサロン

ひよこサロン(4か月～7か月対象) 12回

(8 か月～10 か月対象) 12 回

- ・相談事業

広場子育て相談 (月～金曜日 午前9時～午後4時)

⑥ 南部子育て支援センター

☆ 施設の概要

所在地 加木屋町東大堀 28 番地の 34 (大堀保育園併設)

床面積 301.21 m²

開館年月日 平成26年4月1日

開館時間 午前9時～午後4時

休 館 日 土・日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）

☆ 利用状況

区分	令和 5 年度	令和 6 年度
なんなんルーム	9,548 人	11,107 人
幼児一時預り	167	197

☆ 地域子育て支援センター事業

内 容 ・子育て広場開催事業

なんなんルーム（常設広場 3か月～未就学児対象）

にこにこ広場（1歳対象） 11回

のびのび広場（2・3歳対象） 11回

・親子発達支援教室

りすさんルーム（1・2歳の親子） 概ね週1回（9～3月）20回

うさぎさんルーム（2歳～就園前親子） 概ね週1回 31回

ぞうさんルーム（2歳～就園前親子） 概ね週1回 27回

・子育てサロン

ひよこサロン（4か月～7か月対象） 12回

（8か月～10か月対象） 12回

・サークル等育成支援事業 概ね月1回

・相談事業

広場子育て相談（月～金曜日 午前9時～午後4時）

☆ 幼児一時預り事業

内 容 保護者が何らかの事情で子どもを保育できない時に、一時的にその子どもを預かり保育する。

対 象 満1歳から未就学児

時 間 午前9時～午後4時（予約制）

定 員 3名

料 金 1時間730円（以後30分毎に360円を加算）

⑦ 結婚応援センター

平成23年4月1日開設

結婚活動に関する相談、イベント等による出会いの場の創出、結婚活動に関する講座の開催、情報発信等を行う。

結婚応援センター等が主催する事業に参加後、結婚し本市に居住したカップルに結婚祝い金を支給する。

☆ 利用状況

区 分	令和5年度	令和6年度
メールマガジン登録者数	430人	431人
サポーター会員登録者数	89（企業・団体・個人）	87（企業・団体・個人）
結婚祝い金支給	2組	1組

2 1 児童発達支援センター

① 施設の概要

所在地	東海市加木屋町東大堀22番地の8
敷地面積	4,210.91 m ²
構造	鉄骨造3階建
延床面積	2,127.82 m ²
設立年月日	平成29年7月1日

☆ 東海市立あすなろ学園

利用定員 20人

設備 指導訓練室、相談室、言語訓練室等

目的 肢体の不自由な児童を保護者とともに通園させて、機能回復訓練及び療育指導を行い、独立自活するための基礎を養い、児童福祉の増進を図る。

対象者 運動発達がゆっくりで療育が必要な肢体不自由のある就学前の児童

☆ カトレア（社会福祉法人さつき福祉会）

利用定員 50人

設備 指導訓練室、遊戯室、相談室、言語訓練室等

目的 就学前の心身の発達につまずきのある児童に対して療育指導を行う中で、情緒の安定を図り、基本的な生活習慣を養い、運動機能やコミュニケーションの発達を促す。

対象者 知的発達がゆっくりで療育が必要な就学前の児童